

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成25年12月 第2回訂正分)

アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成25年12月9日に関東財務局長に提出し、平成25年12月10日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成25年11月13日付をもって提出した有価証券届出書及び平成25年11月29日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集250,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し95,000株（引受人の買取引受による売出し50,000株・オーバーアロットメントによる売出し45,000株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成25年12月9日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____野を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 当社は、野村証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、12,800株を、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。野村証券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

2 【募集の方法】

平成25年12月9日に決定された引受価額(1,886円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格2,050円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「224,250,000」を「235,750,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「224,250,000」を「235,750,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集、並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」に当たっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除及び 6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1.」を「2,050」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1,886」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3.」を「943」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4.」を「1株につき2,050」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件(1,850円～2,050円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、2,050円と決定いたしました。

なお、引受価額は1,886円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(2,050円)と会社法上の払込金額(1,572.50円)及び平成25年12月9日に決定された引受価額(1,886円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は943円(増加する資本準備金の額の総額235,750,000円)と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,886円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、平成25年12月17日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,886円)を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき164円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 上記引受人と平成25年12月9日に元引受契約を締結いたしました。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「448,500,000」を「471,500,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「440,500,000」を「463,500,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額463,500千円については、「1 新規発行株式」の(注) 4. 記載の第三者割当増資の手取概算額上限84,870千円と合わせて、A S J 建築家ネットワーク事業の認知度向上やA S J ブランドの浸透等を図るための広告宣伝費用に63,000千円(平成26年1月から平成27年3月に充当)、スタジオ運営会社への営業支援等に係る販売促進費用に73,000千円(平成26年1月から平成27年3月に充当)、当社独自開発の情報管理システム(A-POS)及び建築家対応積算ソフト(COSNAVI)等の基幹情報システム開発に係る設備投資資金に48,500千円(平成26年1月から平成27年3月に充当)、財務体質向上のための借入金返済に38,000千円(平成26年3月期)を充当し、残額については将来の設備資金に充当する予定ですが、計画が具体的となり資金需要が発生し支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成25年12月9日に決定された引受価額(1,886円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格2,050円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「97,500,000」を「102,500,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「97,500,000」を「102,500,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに当たっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注)3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1. (注)2.」を「2,050」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2.」を「1,886」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2.」を「1株につき2,050」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3.」を「(注)3.」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 引受人である野村證券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき164円)の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成25年12月9日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「87,750,000」を「92,250,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「87,750,000」を「92,250,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、野村證券株式会社が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一であります。

(注)5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1.」を「2,050」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1株につき2,050」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成25年12月9日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である丸山雄平(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は平成25年11月13日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式45,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1) 募集株式の数	当社普通株式45,000株
(2) 募集株式の払込金額	1株につき1,572.50円
(3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	<u>増加する資本金の額 42,435,000円(1株につき金943円)</u> <u>増加する資本準備金の額 42,435,000円(1株につき金943円)</u>
(4) 払込期日	平成26年1月15日(水)

(注) 割当価格は、平成25年12月9日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額(1,886円)と同一であります。

(以下省略)

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの期間中であっても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成26年6月15日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

<欄内の記載の訂正>

「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：「未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、15,000株を上限として、平成25年12月9日（発行価格等決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式12,800株」に訂正。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、平成25年12月9日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格(2.050円)と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

<欄内の数値の訂正>

「A S J 従業員持株会」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)」の欄：「89,500」を「87,300」に訂正。

「A S J 従業員持株会」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の欄：「5.77」を「5.63」に訂正。

「計」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)」の欄：「1,019,500(25,000)」を「1,017,300(25,000)」に訂正。

「計」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の欄：「65.73(1.61)」を「65.59(1.61)」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成25年11月13日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成25年11月 第1回訂正分)

アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成25年11月29日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成25年11月13日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集250,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成25年11月29日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し95,000株（引受人の買取引受による売出し50,000株・オーバーアロットメントによる売出し45,000株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 親引け先への販売について」を追加記載し、「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 当社は、野村證券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、15,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。野村證券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、平成25年11月13日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式45,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. 5. の番号変更

2 【募集の方法】

平成25年12月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成25年11月29日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(1,572.50円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」の欄：「337,875,000」を「393,125,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄：「337,875,000」を「393,125,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「182,850,000」を「224,250,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「182,850,000」を「224,250,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件(1,850円～2,050円)の平均価格(1,950円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は487,500,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)2.」を「1,572.50」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,850円以上2,050円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、平成25年12月9日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

①建築家とスタジオ(建設会社)を結ぶ全国的なネットワークを確立しており、参入障壁が高いこと。

②今後、新規のスタジオが増加することで成長性が見込め、ASJアカデミー会員数の伸びにも期待がもてること。

③住宅市場において消費税増税前の駆け込み需要の反動が生じる可能性があること。

以上の評価に加え、類似会社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,850円から2,050円の範囲が妥当であると判断いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(1,572.50円)及び平成25年12月9日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(1,572.50円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内記載の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「野村證券株式会社205,000、みずほ証券株式会社9,000、大和証券株式会社9,000、S M B C日興証券株式会社9,000、香川証券株式会社9,000、岡三証券株式会社3,000、岩井コスモ証券株式会社3,000、マネックス証券株式会社3,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成25年12月9日)に元引受契約を締結する予定であります。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び 2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「365,700,000」を「448,500,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「357,700,000」を「440,500,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,850円～2,050円)の平均価格(1,950円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額440,500千円については、「1 新規発行株式」の(注) 4. 記載の第三者割当増資の手取概算額上限80,730千円と合わせて、A S J 建築家ネットワーク事業の認知度向上やA S J ブランドの浸透等を図るための広告宣伝費用に63,000千円(平成26年1月から平成27年3月に充当)、スタジオ運営会社への営業支援等に係る販売促進費用に73,000千円(平成26年1月から平成27年3月に充当)、当社独自開発の情報管理システム(A-POS)及び建築家対応積算ソフト(COSNAVI)等の基幹情報システム開発に係る設備投資資金に48,500千円(平成26年1月から平成27年3月に充当)、財務体質向上のための借入金返済に38,000千円(平成26年3月期)を充当し、残額については将来の設備資金に充当する予定であります。計画が具体的となり資金需要が発生し支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「79,500,000」を「97,500,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「79,500,000」を「97,500,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 売出価額の総額は、仮条件(1,850円～2,050円)の平均価格(1,950円)で算出した見込額であります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3.に記載した振替機関と同一であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「71,550,000」を「87,750,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「71,550,000」を「87,750,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 5. 売出価額の総額は、仮条件(1,850円～2,050円)の平均価格(1,950円)で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である丸山雄平(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は平成25年11月13日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式45,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式45,000株
(2)	募集株式の払込金額	<u>1株につき1,572.50円</u>
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)
(4)	払込期日	平成26年1月15日(水)

(注) 割当価格は、平成25年12月9日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(注) 1. の全文及び 2. の番号削除

(以下省略)

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの期間中であっても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成26年6月15日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	ASJ従業員持株会(理事長 栗山佳津) 大阪市北区角田町8-1 梅田阪急ビルオフィスタワー24階
b. 当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	従業員の福利厚生のためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、15,000株を上限として、平成25年12月9日（発行価格等決定日）に決定される予定。）
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社の社員等で構成する従業員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格決定日（平成25年12月9日）に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合(%)
丸山 雄平	東京都大田区	488,500	37.55	458,500	29.56
安田企業投資4号投資事業有限責任組合	東京都千代田区麹町3-3-8	99,000	7.61	99,000	6.38
A S J従業員持株会	大阪市北区角田町8-1 梅田阪急ビルオフィス タワー24階	74,500	5.73	89,500	5.77
(株)ピュア・クリエイト	東京都大田区久が原3-9-2	83,500	6.42	83,500	5.38
高橋 恒夫	東京都東村山市	100,000	7.69	80,000	5.16
大阪投資育成第5号投資事業有限責任組合	大阪市北区中之島3-3-23	50,000	3.84	50,000	3.22
松田 静夫	千葉県市川市	50,000 (25,000)	3.84 (1.92)	50,000 (25,000)	3.22 (1.61)
ネオステラ1号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋1-17-10	49,000	3.77	49,000	3.16
香川証券(株)	香川県高松市磨屋町4-8	30,000	2.31	30,000	1.93
エムスリー(株)	東京都港区赤坂1-11-44	30,000	2.31	30,000	1.93
計	＝	1,054,500 (25,000)	81.05 (1.92)	1,019,500 (25,000)	65.73 (1.61)

- (注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成25年11月13日現在のものです。
2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成25年11月13日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け(15,000株として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第3 【株主の状況】

<欄内記載の訂正>

「川村 健一」の「住所」の欄：

「東京都新宿区」を「広島市中区」に訂正。

新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

平成25年11月



ARCHITECTS STUDIO JAPAN

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社

- 1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式337,875千円(見込額)の募集及び株式79,500千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式71,550千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成25年11月13日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

- 2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社

東京都港区高輪三丁目23番14号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当箇所をご参照ください。

事業の概要

当社は、全国の建築家を登録・ネットワーク化しており、その登録建築家と加盟建設会社を結び付け、両者の協力のもとでプラットフォーム（ビジネスの基盤となる環境）を構築し、住宅、リフォーム、医療施設、マンション、店舗・商業施設等の建設計画がある顧客に建築家を活用した建物づくりの選択肢を提供するASJ（アーキテクト・スタジオ・ジャパン）建築家ネットワーク事業を展開しております。



「水平線の家」撮影：石井紀久



「LIGHT SCREEN」撮影：松村芳治



「FOR-HOUSE」撮影：鈴木研一



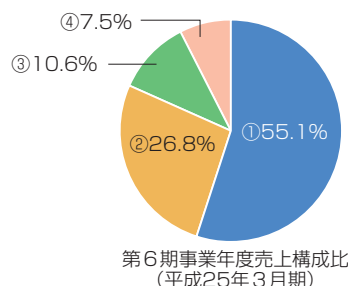
「大山の家 森の隙間」撮影：Nacása&Partners Inc. 藤井浩司

上記写真は、当社登録建築家及び加盟建設会社による施工例です。

事業の内容

当社の事業は、次の売上収入により成り立っております。

- ① スタジオロイヤリティ売上
スタジオ（加盟建設会社）の新規加盟契約に係るスタジオ加盟金及び既存スタジオに係る月額ロイヤリティ、請負契約ロイヤリティ
- ② マーケティング売上
スタジオ単位で開催されるイベントに係る企画費及び販促物等のイベント関連売上
- ③ 建築家フィー売上
登録建築家の建築設計・監理業務委託契約に基づく設計料等に係るプロモーションフィー
- ④ その他売上
スタジオに対する各種書籍・情報誌及び建設資材・住宅設備等の売上

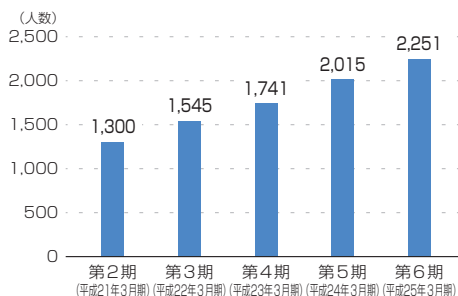


■登録建築家について

数多くの登録建築家をネットワーク化しているということが、当社の特色であります。登録建築家とは、独立してアトリエ（設計事務所）を構える建築家のうちで、当社が、建築士資格の有無、事務所登録の有無、設計実績、設計コンセプト等を勘案し、適正と判断してASJ建築家登録契約を締結した方です。

平成25年10月末現在の登録建築家数は2,385名です。

▶登録建築家の推移



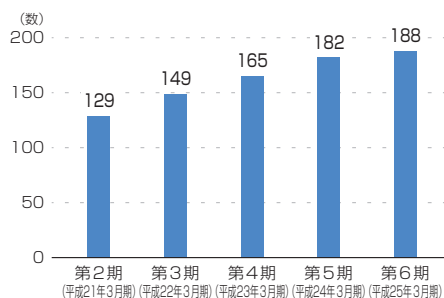
登録建築家（一部抜粋）

■加盟建設会社が運営するスタジオについて

加盟建設会社は、当社とASJスタジオ運営契約を締結した建設会社で、契約に規定された営業エリア内（原則として1エリア＝20万～30万世帯）にスタジオを開設し、イベント等のマーケティングを開始します。

スタジオは、ASJアカデミーの会員になって住宅等の建築を希望する顧客と登録建築家及び加盟建設会社との個別相談、各種セミナー等の開催に利用される場所であり、平成25年10月末現在、北は北海道から南は沖縄まで全国に189スタジオあります。

▶スタジオの推移



地域別スタジオ数（10月末）

北海道	9	近畿	34
東北	16	中国	13
関東	36	四国	11
甲信越	8	九州	31
北陸	7	沖縄	3
東海	21		

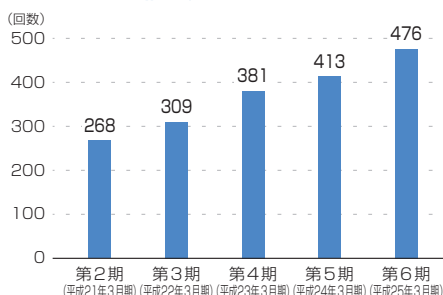
■イベントについて

スタジオ単位で開催されるイベントは、ASJアカデミー会員の獲得に重要な役割を担っています。イベントは、主に地域の公共施設を会場として、1イベント当たり8～10名の建築家の参加を得て、通常は土曜日、日曜日を含む2～3日間開催されますが、会場内では、参加建築家ごとにブースが設営され、建築家が来場者と対面で建築模型や写真パネル等を使いながら自らの設計コンセプトや実績を直接プレゼンテーションします。



イベント風景

▶イベント開催回数



■ASJアカデミー会員について

イベント等で、建築家との家づくりを希望する顧客はASJアカデミーに入会し、ASJアカデミー会員となります。ASJアカデミーは、当社のホームページやスタジオ等を利用して、会員に建築家との家づくりを進めるうえで必要と思われる情報や知識を提供する会員組織であります。

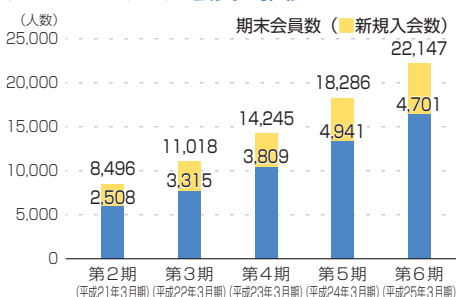
ASJアカデミー会員は、プランニングコース利用を経て、建築設計・監理業務委託契約から工事請負契約の締結へと進展し、将来の発注者となることが期待される方であり、ASJアカデミー会員の入会数の増加は将来の工事請負契約の増加に結び付く指標です。

ASJアカデミー

建築家との家づくりをサポートする会員制システム

- 入会費3万円、年会費無料
- プランニングコースの利用（建築家による基本プラン作成）
- 無料建築情報誌
- 会員専用サイトの利用
- セミナー・見学会への参加

▶ASJアカデミー会員の推移



情報誌



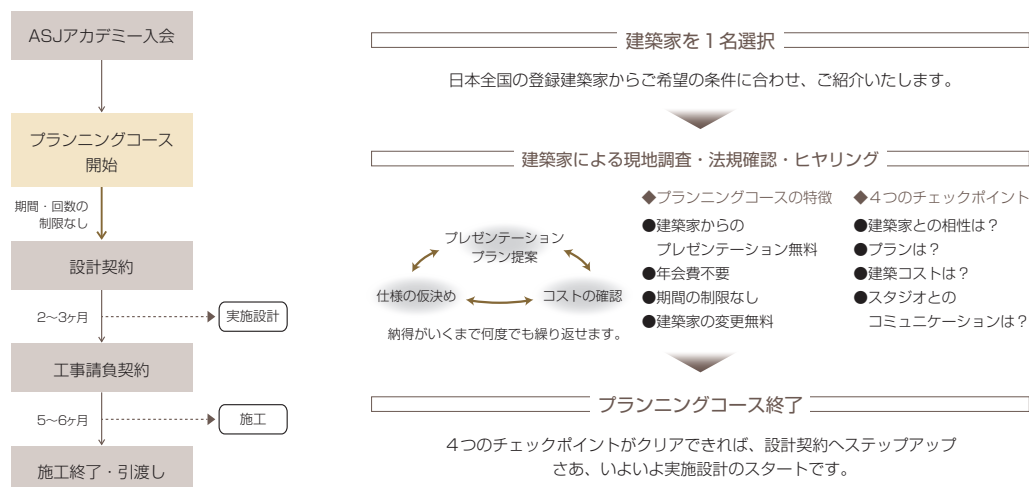
専門誌

■プランニングコースについて

プランニングコースは、顧客（ASJアカデミー会員）が建築家との家づくりを具体的に進める第一段階であり、顧客、建築家、スタジオと一緒に、顧客の様々なリクエストに応えながら意見交換して、設計・監理及び施工上の具体的な問題点について事前に解決を図る場であります。

ASJアカデミー会員は、プランニングコースを利用することによって、建築家との相性、プランニング、建設コスト、建築を請負うスタジオとのコミュニケーションといったポイントをチェックすることができ、理想の住まいのプランニングを実現することとなります。

▶プランニングコースからお引き渡しまでの流れ



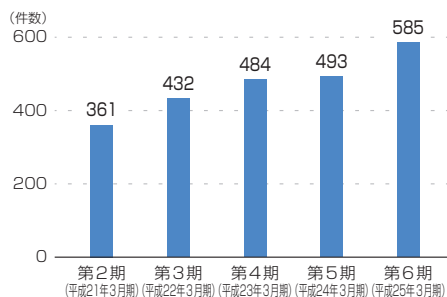
■建築設計・監理業務及び建設工事請負について

プランニングコースが終了すると、顧客であるASJアカデミー会員は、次のステップとして建築設計・監理業務委託契約を結ぶことになります。

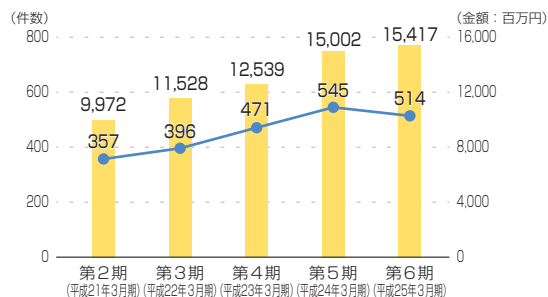
その後、建築設計・監理業務委託契約に基づく設計が終了すると、顧客は、スタジオ運営会社と工事請負契約を結び、工事着工という運びになります。

ASJ建築家ネットワーク事業では、プランニングコースの段階から、顧客、建築家、スタジオの三者が、設計から建設工事に至る過程において発生するであろう問題点を事前に洗い出し、設計図面では表現できない建設工事における課題を解決することにより、デザイン性や設計の自由度の高い家づくりを可能としております。

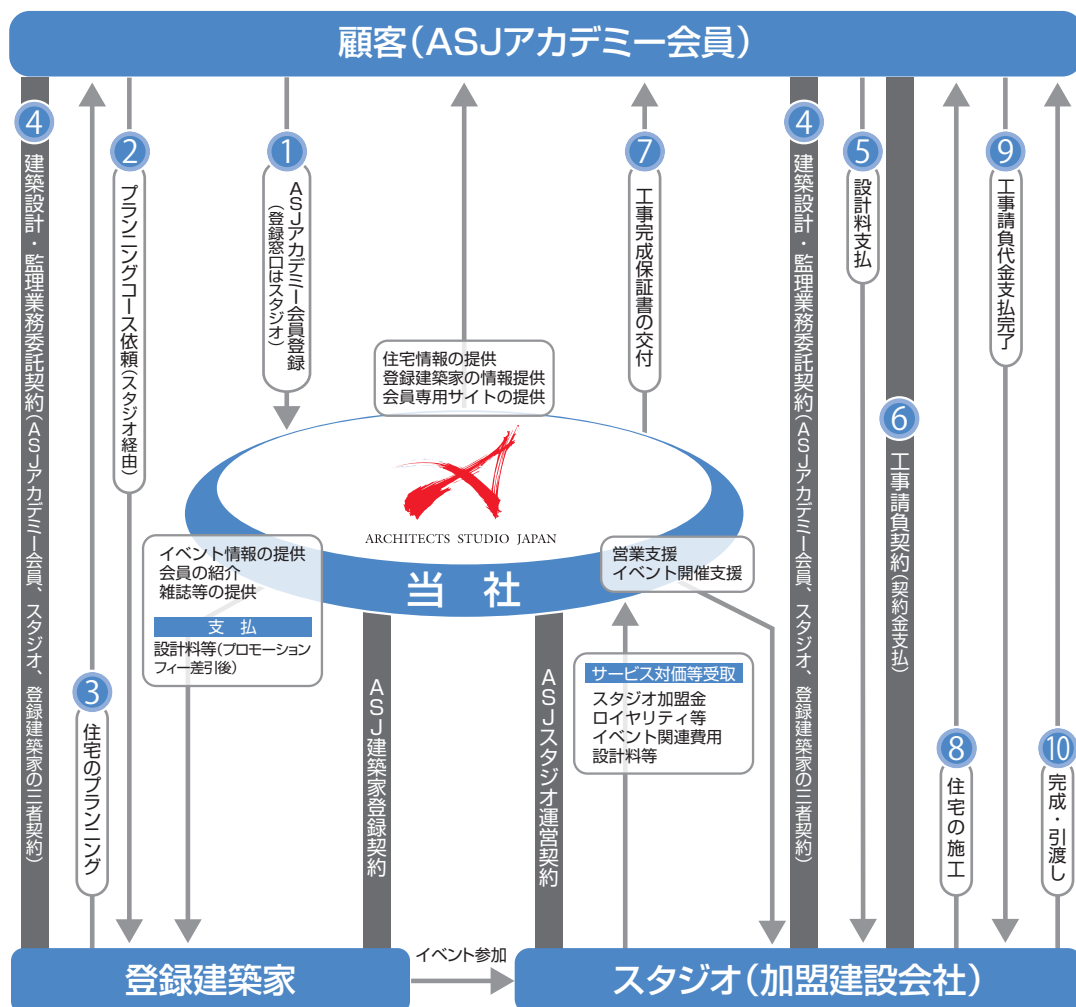
▶建築設計・監理業務委託契約の推移



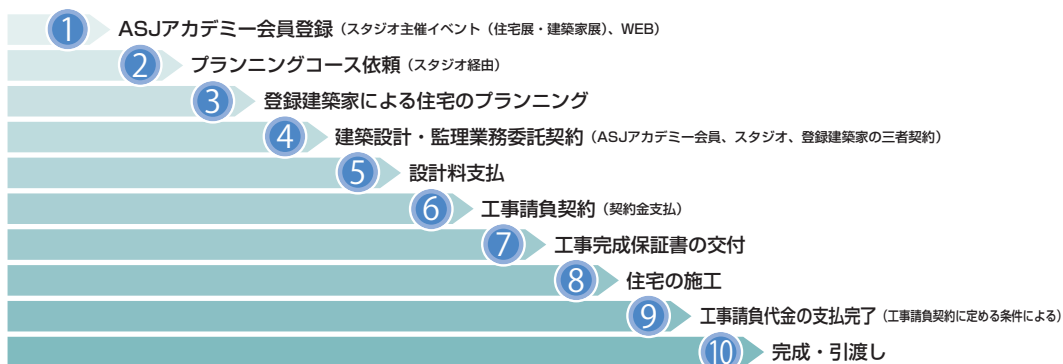
▶建設工事請負契約の推移



事業系統図



▶ 建築家との家づくりの流れ (入会から完成・引渡しまで)



業績等の推移

【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期 第2四半期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成25年9月
売上高（千円）	896,801	1,029,532	1,157,969	1,307,694	1,349,179	884,100
経常利益（千円）	107,825	148,704	187,697	124,837	176,865	263,080
当期（四半期）純利益（千円）	49,539	88,900	106,918	69,001	105,097	158,282
持分法を適用した場合の投資利益（千円）	—	—	—	—	—	—
資本金（千円）	25,886	88,886	89,070	89,070	89,070	89,070
発行済株式総数（株）	936,500	1,026,500	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,210,000
純資産額（千円）	111,133	326,033	433,135	502,137	607,235	765,517
総資産額（千円）	488,464	815,643	920,894	982,937	1,126,758	1,346,820
1株当たり純資産額（円）	118.67	317.62	357.96	414.99	501.85	632.66
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額）（円）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期（四半期）純利益金額（円）	52.90	94.23	101.75	57.03	86.86	130.81
潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	22.8	40.0	47.0	51.1	53.9	56.8
自己資本利益率（％）	57.4	40.7	28.2	14.8	18.9	23.1
株価収益率（倍）	—	—	—	—	—	—
配当性向（％）	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー（千円）	—	—	—	38,681	150,919	213,579
投資活動によるキャッシュ・フロー（千円）	—	—	—	△62,733	△36,807	△19,185
財務活動によるキャッシュ・フロー（千円）	—	—	—	△9,038	△78,908	△25,004
現金及び現金同等物の期末（四半期末）残高（千円）	—	—	—	271,143	306,824	476,214
従業員数（名）	41	43	46	53	56	59

(注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額については、新株予約権はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

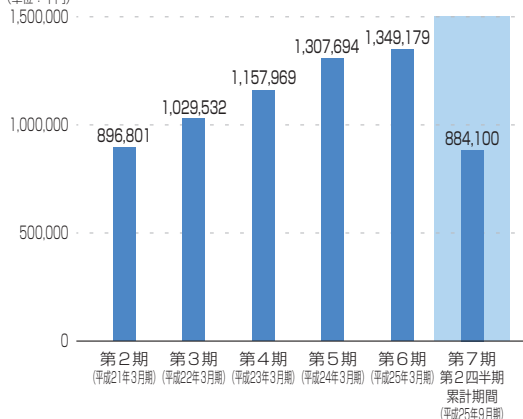
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

6. 第2期、第3期及び第4期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

7. 第5期及び第6期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あすさ監査法人により監査を受けておりますが、第2期、第3期及び第4期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。なお、第7期第2四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あすさ監査法人により四半期レビューを受けております。

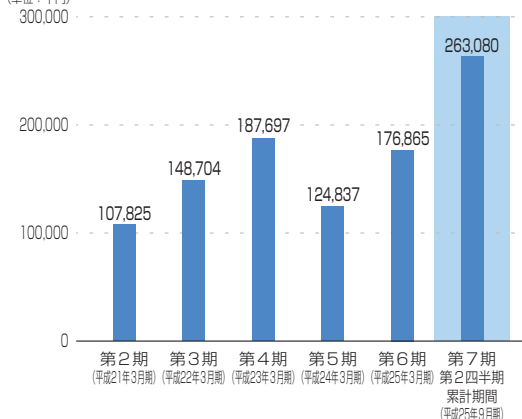
売上高

(単位：千円)



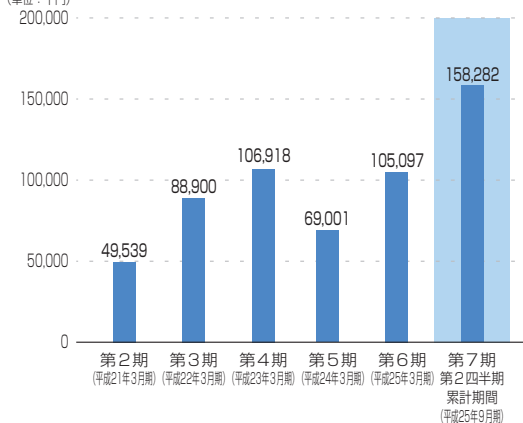
経常利益

(単位：千円)



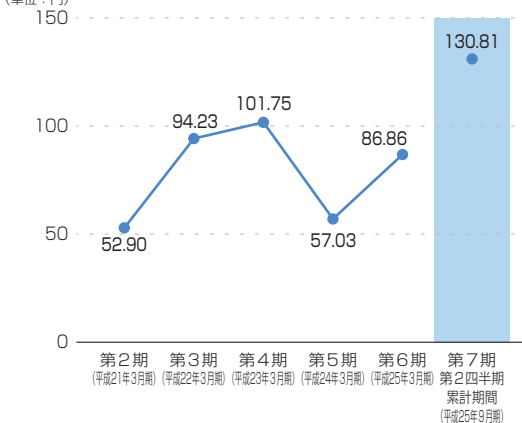
当期（四半期）純利益

(単位：千円)



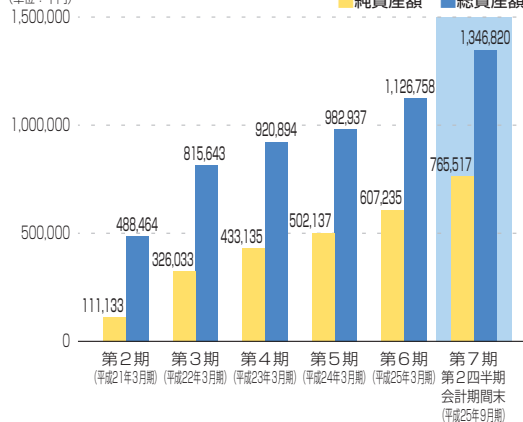
1株当たり当期（四半期）純利益金額

(単位：円)



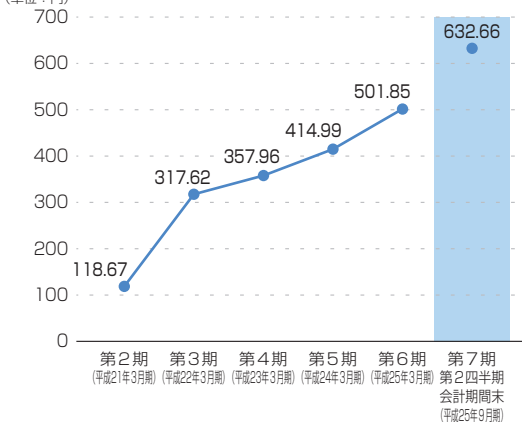
純資産額／総資産額

(単位：千円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



目次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】	7
2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】	8
3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	9
4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	13
第1 【企業の概況】	13
1 【主要な経営指標等の推移】	13
2 【沿革】	14
3 【事業の内容】	14
4 【関係会社の状況】	18
5 【従業員の状況】	19
第2 【事業の状況】	20
1 【業績等の概要】	20
2 【生産、受注及び販売の状況】	22
3 【対処すべき課題】	22
4 【事業等のリスク】	24
5 【経営上の重要な契約等】	28
6 【研究開発活動】	28
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	29
第3 【設備の状況】	34
1 【設備投資等の概要】	34
2 【主要な設備の状況】	35
3 【設備の新設、除却等の計画】	35

第4	【提出会社の状況】	36
1	【株式等の状況】	36
2	【自己株式の取得等の状況】	43
3	【配当政策】	43
4	【株価の推移】	43
5	【役員の状況】	44
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	46
第5	【経理の状況】	54
1	【財務諸表等】	55
第6	【提出会社の株式事務の概要】	88
第7	【提出会社の参考情報】	89
1	【提出会社の親会社等の情報】	89
2	【その他の参考情報】	89
第四部	【株式公開情報】	90
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	90
第2	【第三者割当等の概況】	91
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	91
2	【取得者の概況】	91
3	【取得者の株式等の移動状況】	91
第3	【株主の状況】	92

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書		
【提出先】	関東財務局長		
【提出日】	平成25年11月13日		
【会社名】	アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社		
【英訳名】	ARCHITECTS STUDIO JAPAN INC.		
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 丸 山 雄 平		
【本店の所在の場所】	東京都港区高輪三丁目23番14号		
【電話番号】	03-3448-1231（代表）		
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部・事業開発本部所管 管理本部長 松 田 静 夫		
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区角田町8番1号		
【電話番号】	06-6363-5701（代表）		
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部 管理部長 山 口 裕 司		
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式		
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額		
	ブックビルディング方式による募集		337,875,000円
	売出金額		
	(引受人の買取引受による売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し		79,500,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し		71,550,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。		
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。		

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	250,000(注) 2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成25年11月13日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成25年11月29日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社は、野村証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、15,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。
- なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。
4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
- 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
5. 上記とは別に、平成25年11月13日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式45,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成25年12月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成25年11月29日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	250,000	337,875,000	182,850,000
計(総発行株式)	250,000	337,875,000	182,850,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成25年11月13日開催の取締役会決議に基づき、平成25年12月9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,590円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は397,500,000円となります。
6. 本募集、並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成25年12月10日(火) 至 平成25年12月13日(金)	未定 (注) 4.	平成25年12月17日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成25年11月29日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、平成25年12月9日に引受価額と同時に決定する予定であります。仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成25年11月29日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成25年12月9日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成25年11月13日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成25年12月9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成25年12月18日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込みに先立ち、平成25年12月2日から平成25年12月6日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 船場支店	大阪市中央区本町三丁目4番8号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成25年12月17日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
香川証券株式会社	香川県高松市磨屋町4番地の8		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
計	—	250,000	—

- (注) 1. 平成25年11月29日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成25年12月9日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
365,700,000	8,000,000	357,700,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,590円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額357,700千円については、「1 新規発行株式」の(注) 5. 記載の第三者割当増資の手取概算額上限65,826千円と合わせて、A S J 建築家ネットワーク事業の認知度向上やA S J ブランドの浸透等を図るための広告宣伝費用に63,000千円(平成26年1月から平成27年3月に充当)、スタジオ運営会社への営業支援等に係る販売促進費用に73,000千円(平成26年1月から平成27年3月に充当)、当社独自開発の情報管理システム(A-POS)及び建築家対応積算ソフト(COSNAVI)等の基幹情報システム開発に係る設備投資資金に48,500千円(平成26年1月から平成27年3月に充当)、財務体質向上のための借入金返済に38,000千円(平成26年3月期)を充当し、残額については将来の設備資金に充当する予定であります。計画が具体的となり資金需要が発生し支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 設備投資の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の頁をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成25年12月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	50,000	79,500,000	東京都大田区 丸山雄平 30,000株
				東京都東村山市 高橋恒夫 20,000株
計(総売出株式)	—	50,000	79,500,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,590円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成25年 12月10日(火) 至 平成25年 12月13日(金)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都中央区日本橋一丁目9番 1号 野村證券株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成25年12月9日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	45,000	71,550,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 45,000株
計(総売出株式)	—	45,000	71,550,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少もしくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成25年11月13日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式45,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,590円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1.	自 平成25年 12月10日(火) 至 平成25年 12月13日(金)	100	未定 (注) 1.	野村証券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である丸山雄平(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は平成25年11月13日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式45,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式45,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注)1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2.
(4)	払込期日	平成26年1月15日(水)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成25年11月29日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成25年12月9日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価格と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成25年12月18日から平成26年1月7日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人かつ売出人である丸山雄平、売出人である高橋恒夫、当社株主である安田企業投資4号投資事業有限責任組合、株式会社ピュア・クリエイト、大阪投資育成第5号投資事業有限責任組合、ネオステラ1号投資事業有限責任組合、エムスリー株式会社、エヌ・ブイ・シー・シー五号投資事業有限責任組合、安田企業投資3号投資事業有限責任組合、丸山嘉浩、西武しんきんキャピタル企業投資1号投資事業有限責任組合、川村健一、四国ベンチャー育成第2号投資事業有限責任組合及び株式会社イン・コントロール、並びに当社株主及び新株予約権者である松田静夫は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成26年3月17日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社株主である香川証券株式会社及びみずほ証券株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成26年3月17日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、第一種金融商品取引業者の業務として行うディーリング業務その他第一種金融商品取引業または付随する業務として行う発行会社株式の売却、貸与その他の処分行為及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所取引での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成26年6月15日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成25年11月13日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの期間中であっても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期
決算年月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月
売上高 (千円)	896,801	1,029,532	1,157,969	1,307,694	1,349,179
経常利益 (千円)	107,825	148,704	187,697	124,837	176,865
当期純利益 (千円)	49,539	88,900	106,918	69,001	105,097
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	25,886	88,886	89,070	89,070	89,070
発行済株式総数 (株)	936,500	1,026,500	1,210,000	1,210,000	1,210,000
純資産額 (千円)	111,133	326,033	433,135	502,137	607,235
総資産額 (千円)	488,464	815,643	920,894	982,937	1,126,758
1 株当たり純資産額 (円)	118.67	317.62	357.96	414.99	501.85
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり当期純利益 金額 (円)	52.90	94.23	101.75	57.03	86.86
潜在株式調整後 1 株当 たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	22.8	40.0	47.0	51.1	53.9
自己資本利益率 (%)	57.4	40.7	28.2	14.8	18.9
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	38,681	150,919
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△62,733	△36,807
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△9,038	△78,908
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	—	—	—	271,143	306,824
従業員数 (名)	41	43	46	53	56

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
6. 第 2 期、第 3 期及び第 4 期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
7. 第 5 期及び第 6 期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第 2 期、第 3 期及び第 4 期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

2 【沿革】

当社は、ＡＳＪ建築家ネットワーク事業の展開を通して、美しい日本を創造することを目的として平成19年11月に設立し、平成14年から建築家ネットワーク事業を営んでおりましたイーケンセツ・ドットコム株式会社(平成20年1月1日に旧アーキテツ・スタジオ・ジャパン株式会社から商号変更、平成22年10月清算結了)より、平成20年1月に同事業を譲受けました。

設立後の経緯は、以下のとおりであります。

年月	概要
平成19年11月	大阪市中央区にＡＳＪ建築家ネットワーク事業(建築家を活用した建物づくりの選択肢を提供する事業)の運営を主な事業目的とした、アーキテツ・スタジオ・ジャパン株式会社(資本金803千円)を設立
平成20年1月	本店を東京都港区港南に移転するとともに、旧本店所在地(大阪市中央区)に大阪支店を新設 イーケンセツ・ドットコム株式会社(平成20年1月1日に旧アーキテツ・スタジオ・ジャパン株式会社から商号変更、平成22年10月清算結了)よりＡＳＪ建築家ネットワーク事業を譲受
平成21年4月	本店を東京都港区高輪に移転
平成23年5月	大阪支店を大阪市北区に移転 ＡＳＪ常設展示場(ASJ UMEDA CELL)を大阪支店に併設

3 【事業の内容】

当社の手掛けるＡＳＪ建築家ネットワーク事業は、全国の建築家を登録・ネットワーク化するとともに、建設会社をフランチャイズ化(注)して、建築家と建設会社を結びつけ、両者の協力のもとでプラットフォーム(ビジネスの基盤となる環境)を構築し、顧客が望む住宅・商業施設等を供給する事業であります。つまり、当社の事業は「建築家との家づくり」を訴求ポイントとし、住宅・リフォーム・商業施設等の建設計画がある顧客に、建築家を活用した建物づくりの選択肢を提供するものであり、「建設計画のある方が、最寄りのＡＳＪのスタジオを利用するのは当たり前」となることを目指しております。

(注) 「フランチャイズ化」とは、加盟建設会社に対し一定エリア内におけるＡＳＪ建築家ネットワーク事業の展開を許諾し、サポートすることであります。対象とする商品も、新築住宅、リフォーム、医療施設、マンション、店舗・商業施設等多岐に亘り、一般的な同一基準商品を提供するフランチャイズ展開とは異なり、建築家・建設会社・顧客を結びつけるプラットフォームを提供しております。

当社は、ＡＳＪ建築家ネットワーク事業の単一セグメントであります。当該事業を以下の4つの売上種類に分類しております。

① スタジオロイヤリティ売上

スタジオ(加盟建設会社)の新規加盟契約に係るスタジオ加盟金及び既存スタジオに係る月額ロイヤリティ、請負契約ロイヤリティを内容としております。

② マーケティング売上

スタジオ単位で開催されるイベントに係る企画費及び販促物等のイベント関連売上を内容としております。

③ 建築家フィー売上

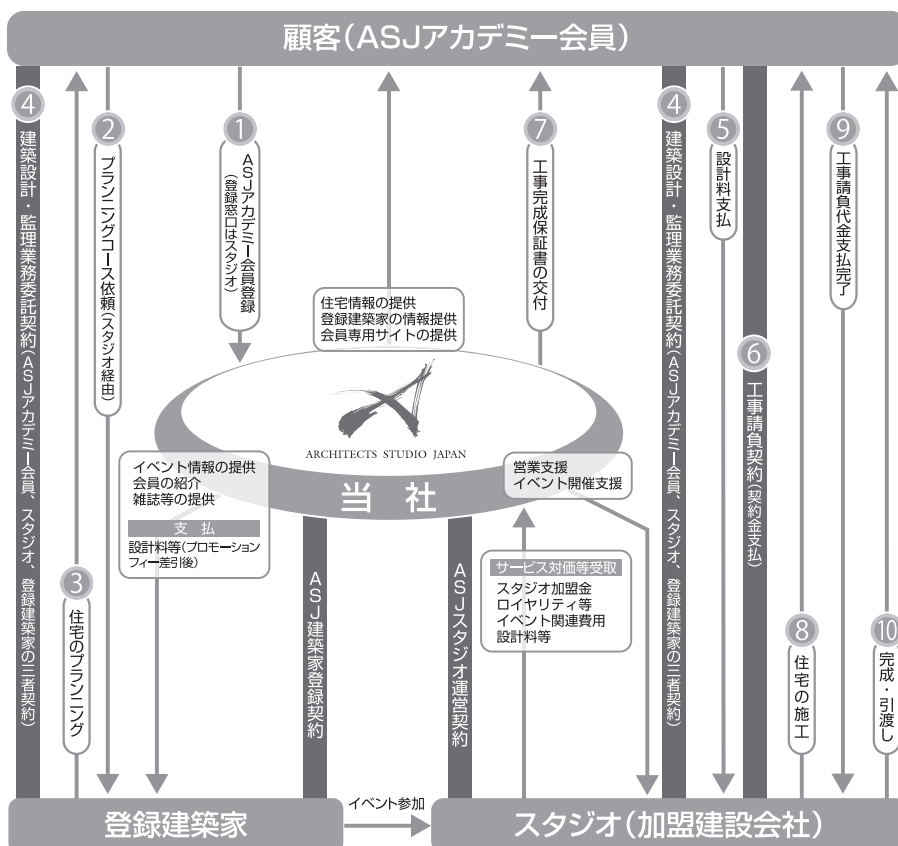
登録建築家の建築設計・監理業務委託契約に基づく設計料等に係るプロモーションフィーを内容としております。

④ その他売上

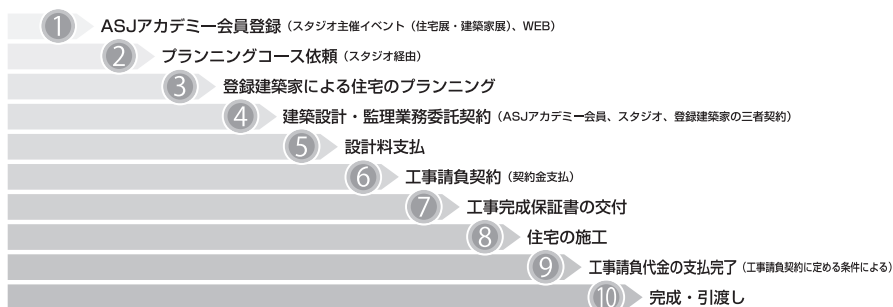
スタジオに対する各種書籍・情報誌及び建設資材・住宅設備等の売上を内容としております。

ASJ 建築家ネットワーク事業を図式化すると、次の事業系統図となります。

[事業系統図]



▶ 建築家との家づくりの流れ (入会から完成・引渡しまで)



(1) 登録建築家について

平成25年10月末現在の登録建築家数は、著名な建築家をはじめ新進気鋭の若手建築家など2,385名(注)であります。建築家の登録につきましては、建築家自身が当社にアプローチしてくるケースと、主に当社従業員のスーパーバイザー(SV)が建築家に対して登録を勧誘するケースとに分かれます。いずれも登録に際しましては、当社担当部門が当該建築家の建築士資格の有無、事務所登録の有無、設計実績、設計コンセプト等を勘案して、ASJ建築家登録契約を締結いたします。

一般に独立してアトリエ(設計事務所)を構える建築家の活動範囲は、アトリエの周辺に限定される傾向にあります。ASJ建築家ネットワーク事業におきましては、建築家の移動交通費等の費用を個別の物件に付加するのではなく、ASJ建築家ネットワーク事業の活動費用としてスタジオが負担することにより、建築家の活動範囲を全国へと大きく広げることが可能となりました。

(注) 平成25年10月末現在の登録建築家数は2,385名ですが、イベントに1回以上参加した登録建築家は1,742名であります。

(2) 加盟建設会社が運営するスタジオについて

平成25年10月末現在の加盟建設会社が運営するスタジオ数は、北海道から沖縄県まで全国189スタジオ(注)であります。建設会社との契約につきましては、SV及び営業担当役員等が当該建設会社の経営方針、技術力、工事实績及び今後の営業方針を確認するとともに、当該建設会社の財務内容等を審査のうえ、ASJスタジオ運営契約を締結しております。

加盟建設会社は、ASJスタジオ運営契約に規定された営業エリア内(原則として1エリア=20万~30万世帯)にスタジオを開設いたします。スタジオは、登録建築家及び加盟建設会社と住宅等の建築を希望する顧客であるASJアカデミー会員(以下「顧客」という。)との相談・打合せスペースであり、登録建築家との個別相談、各種セミナー等の開催にも利用される情報サロンであります。また、各スタジオは、ASJスタジオ運営契約に規定された営業エリア内で集客を目的とするイベントを開催いたします。

(注) 地域別のスタジオ数は、北海道9、東北16、関東36、甲信越8、北陸7、東海21、近畿34、中国13、四国11、九州31及び沖縄3の合計189スタジオとなっております。

(3) イベントについて

ASJ建築家ネットワーク事業におきましては、スタジオ単位で開催されるイベントが重要な役割を担っております。各スタジオを担当するSVは、当該スタジオを運営する加盟建設会社と協議のうえ、年間イベント・スケジュールを作成し(1スタジオの年間イベント開催件数は3~4回程度)、当社担当部門にイベント開催の申請を行います。担当部門は、当該イベントの開催時期・内容等を精査しインターネット等を利用して、登録建築家にイベントの開催を告知いたします。建築家の参加希望をもとに、担当SVとイベントを開催する加盟建設会社は協議のうえ、イベント参加建築家の絞込みを行います。通常、建築家の参加人数は1イベント当たり8~10名程度となります。イベントは、主に地域の公共施設を会場として、通常は土曜日、日曜日を含む2~3日間開催され、イベントの告知については、ASJスタジオ運営契約に規定された営業エリア内において、主に新聞の折込チラシ等を活用して行われ、集客が図られます。

建築家と加盟建設会社の協力のもとで開催されるイベントにおいては、まず会場の入場受付で来場者にアンケート用紙を配り、家づくりに対する興味の度合い、住宅建築の予定、予算等を確認いたします。会場内では、参加建築家ごとにブースが設営されており、建築家が来場者と対面で建築模型や写真パネル等を使いながら、自らの設計コンセプトや実績を直接プレゼンテーションいたします。また、イベントにおいて、来場者にASJアカデミー会員の特徴・メリット等を案内し、入会促進を図ります。

(4) ASJアカデミー会員について

イベント来場者が建築家との対話等を通してASJ建築家ネットワーク事業のシステムを理解し、建築家との家づくりに対する興味が高まると、イベント来場者はASJアカデミーへ入会いたします。ASJアカデミーは、当社のホームページをはじめ、無料建築情報誌の提供、スタジオ等を利用した各種セミナー、現場見学会、竣工物件見学会等を通じて会員が建築家の設計した家づくりを進めるうえで必要と思われる情報や知識を提供する会員組織であります。

なお、ASJアカデミー会員は、原則として入会したときに参加していたイベントを運営するスタジオ運営会社の会員であり、会員登録を他のスタジオに移管した場合以外は、他のスタジオと工事請負契約を締結することはありません。

ASJ建築家ネットワーク事業においては、各スタジオが毎年数回開催するイベント等を通してASJアカデミー会員数が増加し、従来の会員数に累積され、それらの会員の中からプランニングコース利用を経て、建築設計・監理業務委託契約から工事請負契約の締結へと進展します。

ASJアカデミー会員の入会数の確実な増加(ストックの増大)は、将来の工事請負契約の増加に比例するものであり、ASJ建築家ネットワーク事業の特徴・優位性を示すものであります。

(5) プランニングコースについて

ASJアカデミー会員が建築家の設計した家づくりを具体的に一步進めたいと考えると、ASJアカデミーのメニューの一つであるプランニングコースを利用することとなります。プランニングコースは、顧客が『自らが選んだ建築家との相性』『プランニング』『建設コスト』『建築を請負うスタジオを運営する加盟建設会社とのコミュニケーション』といったポイントを具体的にチェックし、建築設計・監理業務委託契約、さらには工事請負契約を締結するか否かを判断することを目的とするものであります。プランニングコースにおきましては、顧客、建築家、加盟建設会社とが一緒になり、顧客の様々なリクエストに応えながら意見を交えて、設計・監理及び施工上の具体的な問題点について事前に解決を図ります。

ASJアカデミー会員に入会することにより、顧客が希望する建築家と容易にコミュニケーションを図ることが可能となり、理想の住まいのプランニングが実現することとなります。

ASJアカデミー会員については、入会時に入会金を会員から徴収(一件につき原則として3万円、後に建設工事請負金に充当)いたしますが、申し込み時から会員期限の定めはなく、年会費は無料(プランニングコースの利用料も無料)としております。また、プランニングコース利用期間中は、建築家の変更も無料で対応することが可能です。

(6) 建築設計・監理業務及び建設工事請負について

プランニングコースを終了すると顧客は、このプランニングコースを進めてきた建築家と建築設計・監理業務委託契約を結びますが、建築設計・監理業務委託契約は顧客、建築家及び建設を請負うスタジオ運営会社(加盟建設会社)との三者契約となります。この際、設計料は、顧客からスタジオ運営会社(加盟建設会社)、スタジオ運営会社から当社、当社から当該建築家というルートで支払われます。建築設計・監理業務委託契約に基づく設計が終了すると、顧客はスタジオ運営会社と工事請負契約を結ぶことになります。

一般に建築家が設計した住宅は、設計は建築家と顧客が協議しながら独自に進行し、実際に建設工事を請負う建設会社・工務店(施工会社)は設計のプロセスに関与しないケースが多く、完成した設計図面に従い施工会社は工事を進めなくてはならず、施工会社側から見ると手間のかかる施工物件であるといわれてきました。A S J 建築家ネットワーク事業におきましては、顧客がプランニングコースを利用したときから顧客、建築家及び加盟建設会社の三者が、設計から建設工事に至る過程において発生するであろう問題点を事前に洗い出ししていくことで、設計図面では表現できない建設工事における課題を解決することにより、顧客が希望するデザイン性や設計の自由度の高い理想の家づくりが可能となることを目的としております。また、スタジオ運営会社においても、建築家の設計した住宅はハウスメーカーとの競合にあたってデザイン等で差別化がなされておりますので、A S J 建築家ネットワーク事業のメリットを享受できるものと考えます。

上記(1)から(6)までの5年間の推移は、以下のとおりであります。

区分		期別	平成21年 3月期	平成22年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成25年 3月期
(1)	登録建築家	期末数 (名)	1,300	1,545	1,741	2,015	2,251
(2)	スタジオ	期末数(スタジオ)	129	149	165	182	188
(3)	イベント	開催回数 (回)	268	309	381	413	476
(4)	A S J アカデミー会員	新規入会数 (名)	2,508	3,315	3,809	4,941	4,701
		期末会員数 (名)	8,496	11,018	14,245	18,286	22,147
(5)	プランニングコース	新規件数 (件)	908	1,091	1,308	1,329	1,617
		期末件数 (件)	1,452	1,841	2,386	2,872	3,350
(6)	建築設計・ 監理業務委託契約	件数 (件)	361	432	484	493	585
	建設工事請負契約	件数 (件)	357	396	471	545	514
		金額(百万円)(注)	9,972	11,528	12,539	15,002	15,417

(注) 建設工事請負契約金額は、当社の売上高ではありません。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成25年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
59	42.7	4.0	5,702

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、A S J 建築家ネットワーク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第6期事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当事業年度におけるわが国経済は、前半こそ震災復興需要等を背景とした緩やかな回復の動きがみられましたが、円高やエネルギー問題、個人消費の伸び悩みなどから厳しい状況が続き、年末にかけて世界景気の減速等を背景として弱い動きに転じました。その後、期末にかけては円高の是正による輸出環境の改善や経済対策、金融政策への期待などを背景にマインドの改善がみられ、下げ止まりから持ち直しの動きになりました。

住宅業界におきましては、低金利や東日本大震災の被災地の復興需要などを背景に、平成24年度の新設住宅着工戸数は前年比6.2%増の89.3万戸(出所：国土交通省)と3年連続の増加となり、平成25年に入っても緩やかながら持ち直しの動きは継続しております。

このような状況のもと、当社は、A S J 建築家ネットワーク事業において、A S J ブランドの浸透等を目的とした『建築家のアスリートたち』のT V放映の継続やマーケティングの強化を図るとともに、新規スタジオの開設、建築家の新規登録及びA S J アカデミー会員の入会促進並びにスタジオに対する営業支援諸施策の実施等、積極的な営業活動に注力いたしました。

その結果、当事業年度の売上高は1,349,179千円(前年同期比3.2%増)、売上総利益は1,112,730千円(前年同期比3.2%増)、営業利益は177,323千円(前年同期比39.4%増)、経常利益は176,865千円(前年同期比41.7%増)、当期純利益は105,097千円(前年同期比52.3%増)と増収増益となりました。

なお、当社はA S J 建築家ネットワーク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第7期第2四半期累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、政府の経済対策や日銀による金融緩和などの政策効果を背景に、企業収益は大企業を中心に改善、個人消費も持ち直し傾向にあり、景気は緩やかな回復の動きを示し、底堅く推移してまいりました。

住宅業界におきましては、景況感の改善傾向のもと、消費マインドや住宅取得意欲の向上により、新設住宅着工戸数も増加傾向が定着し、住宅着工は堅調に推移いたしました。

このような状況のもと、当社は引き続き積極的な営業活動を展開し、新規スタジオ開設、A S J アカデミー会員の増加策に注力するとともに、A S J ブランドの浸透やマーケティングの強化等を積極的に行いました。また、9月においては、消費税増税の経過措置の影響もあり加盟建設会社における工事請負契約件数及び金額が増加いたしました。

その結果、当第2四半期累計期間における売上高は884,100千円、営業利益は263,474千円、経常利益は263,080千円、四半期純利益は158,282千円となりました。

なお、当社はA S J 建築家ネットワーク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第6期事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。))は、前事業年度末に比べ、35,680千円増加し306,824千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は150,919千円(前年同期は38,681千円の収入)となりました。これは主に税引前当期純利益176,865千円、減価償却費23,257千円、のれん償却額21,065千円、未払金の増加額50,038千円等の収入要因のほか、売上債権の増加額37,760千円、未収入金の増加額48,596千円、法人税等の支払額22,717千円等の支出要因によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は36,807千円(前年同期は62,733千円の支出)となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出28,169千円、長期前払費用の取得による支出6,594千円等の支出要因によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は78,908千円(前年同期は9,038千円の支出)となりました。これは、借入金の返済による支出78,908千円によるものであります。

第7期第2四半期累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。))は、前事業年度末に比べ、169,390千円増加し476,214千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は213,579千円となりました。これは主に税引前四半期純利益263,080千円、未払金の増加額41,311千円等の収入要因のほか、売上債権の増加額17,634千円、未収入金の増加額49,467千円、法人税等の支払額62,186千円等の支出要因によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は19,185千円となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出14,132千円、長期前払費用の取得による支出2,661千円等の支出要因によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は25,004千円となりました。これは長期借入金の返済による支出25,004千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注状況

A S J 建築家ネットワーク事業の性格上、受注の記載になじまないため、受注状況に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

当社は、A S J 建築家ネットワーク事業の単一セグメントであります。第6期事業年度及び第7期第2四半期累計期間の販売実績を売上種類別に示すと、次のとおりであります。

売上種類別		第6期事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第7期第2四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
		金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
	スタジオロイヤリティ売上	743,091	100.0	524,586
	マーケティング売上	361,901	105.8	203,718
	建築家フィー売上	142,601	113.0	88,364
	その他売上	101,583	105.7	67,430
A S J 建築家ネットワーク事業(合計)		1,349,179	103.2	884,100

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

わが国の新設住宅着工戸数は、少子高齢化の進展等を考慮すると、先行き大幅な増加は期待できないとみられております。しかしながら、個々のライフスタイルを重視した理想の家づくりに対するニーズは、今後も着実に増大していくものと思われ、「建築家との家づくり」というマーケットは成長が期待されます。

こうした状況のもと、当社は継続的に企業価値を拡大していくため、以下の点を主要課題と認識して取り組んでまいります。

(1) 登録建築家及び加盟建設会社の獲得並びにスタジオ展開の促進

A S J 建築家ネットワーク事業におきましては、登録建築家と加盟建設会社が運営するスタジオが重要な役割を担っております。平成25年10月末現在の登録建築家数は2,385名、スタジオ開設数は189スタジオであります。A S J 建築家ネットワーク事業は、稼働中のスタジオの平均運営期間は4年9ヶ月と短く、これから本格成長時期を迎える段階であります。

全国の新設住宅着工戸数(出所：国土交通省)における持家についてみますと、平成24年度の約31万戸に対し、加盟建設会社が同期間に工事請負契約した戸数は514戸でシェア0.16%と僅かであり、A S J 建築家ネットワーク事業の潜在顧客需要は大きく、「建築家との家づくり」というマーケットの創造はこれからという段階であるものと考えております。

当社は、A S J 建築家ネットワーク事業を拡大し業績の向上を図るべく、引き続きリクルート活動を強化する等、登録建築家及び加盟建設会社の獲得とスタジオ展開の促進に注力していく方針であります。

(2) 必要な人材の獲得等

加盟建設会社及び各スタジオを担当するS Vは、加盟建設会社に協力して各スタジオにおけるイベントの企画・運営をサポートするとともに、建築家及び建設会社のリクルート活動や登録建築家及び加盟建設会社が運営する各スタジオに対して営業支援、各種コンサルティング活動を行ったり、A S J 建築家ネットワーク事業におきまして重要な職務を担っております。今後もS Vにつきましては、人材の確保と養成を行うことにより個々の質的な向上を図ることが重要であると考えております。また、公平な人事制度の確立を目指すとともに、魅力ある職場づくりの一環として福利厚生制度の充実も図ってまいります。

(3) I T の活用

顧客情報をデータベース化し、進捗管理等の一元管理が可能となる情報管理システム(A-POS)の効果的な活用を行っております。また、顧客、登録建築家及び加盟建設会社が、家づくりを進める過程で必要とされる基礎データを提供する建築家対応積算ソフト(COSNAVI)を、インターネットを利用して提供しております。

今後、事業規模の拡大に伴い、A-POS及びCOSNAVIの機能をさらに進化させ、業務の効率化を一層進めることが重要であると考えております。今後は事業の拡大に応じて本社スタッフの事務処理量も膨大になることが予想されることから、各種の管理システム等の導入等も検討し、さらに業務の効率化に取り組んでまいります。

(4) 資材販売の強化等

業績への寄与度の向上を図るべく、加盟建設会社のニーズに対応して建設資材の一部集中購買及び販売を開始しており、今後さらに拡大を図ることとしておりますが、資材販売に関してマーケットサイド(A S J アカデミー会員・登録建築家・加盟建設会社)と供給サイド(資材メーカー・商社・代理店)を有機的に結合させたニュービジネスの可能性も検討してまいります。即ち、A S J 建築家ネットワーク事業は今後拡大が見込まれ、建設資材や住宅設備メーカー等にとって魅力的なマーケットとなることが想定されます。そこで、当社の独自開発であるA-POSとCOSNAVIを融合して、A S J ポータルサイトとしてマーケットサイドのみならず供給サイドの資材メーカー・商社・代理店といった協力業者にも利用の輪を広げ、新たな収益の柱に育てていきたいと考えております。

(5) 内部管理体制の強化

当社事業の継続的な発展を実現させるためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、そのために財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しております。

コーポレート・ガバナンスに関しては、内部監査室による定期的モニタリングの実施と監査役や監査法人との良好な意思疎通を図ることにより適切に運用しておりますが、経営の適切性や健全性を確保しつつ、全社的に効率化された組織体制の構築に向けて、さらに内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断において重要であると考えられる事項については、積極的に記載しております。

なお、文中における将来に関する事項は、別段の表示がない限り、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境について

当社のＡＳＪ建築家ネットワーク事業は、景気動向、人口動態、地価の推移、金利動向、住宅に関わる税制、雇用情勢等の影響を受ける可能性があります。近年、デザイナーズ住宅、個々のライフスタイルを重視した住宅等に対するニーズは高まる傾向にありますが、上記の諸情勢が悪化した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 収益構造について

① 登録建築家の確保について

各スタジオにおいて開催されるイベントでは、複数の登録建築家がブースを構えてイベント参加者に対して直接、自らの設計コンセプト等のプレゼンテーションを行い、ＡＳＪアカデミー会員への入会を促進いたします。入会したＡＳＪアカデミー会員は、登録建築家の中から自分に合った建築家を選定し、プランニングコースを利用して、建築設計・監理業務委託契約、そして工事請負契約の締結という流れになります。したがって、当社がプレゼンテーション能力の高い登録建築家を確保できなくなった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

② スタジオの展開について

ＡＳＪ建築家ネットワーク事業におきましては、加盟建設会社が運営するスタジオが重要な役割を担っております。加盟建設会社が複数のスタジオを運営するケースはありますが、原則として地域ごとにフランチャイズ制をとっており、20～30万世帯の人口圏に1スタジオを展開する方針であります。建設会社とフランチャイズ契約(ＡＳＪスタジオ運営契約)を締結するにあたっては、当該建設会社の施工技術や施工実績等を総合的に勘案して当該契約を締結しておりますが、当社が望むレベルの建設会社との契約が締結できない場合には、スタジオの新規展開に支障が生じるため、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

③ 加盟建設会社の経営について

加盟建設会社は、各々が展開する地域経済の状況に大きく影響を受ける傾向があります。加盟建設会社が、経営状況の悪化や、予期せぬ理由によりＡＳＪ建築家ネットワーク事業を継続することが困難となった場合は、スタジオ数の減少や債権回収期間の長期化、貸倒引当金計上の増加等、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

④ 完成保証について

ＡＳＪ建築家ネットワーク事業において、加盟建設会社が顧客と工事請負契約を締結した後、当社は、ＡＳＪスタジオ運営契約書に規定する一定の条件(居住物件であって商用物件・収益物件でないこと。居住物件であっても工事請負金額が１億円未満であること等。)を満たす場合、施主に対し工事完成保証書を交付しております。工事完成保証は、工事請負者である加盟建設会社が倒産等により当該工事を継続できなくなった場合、当社が当該施工物件の完成・引渡しの保証を行うものであり、当該保証に係る義務が発生した場合は、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑤ 第４四半期への売上集中について

当社は、例年３月に顧客と加盟建設会社との工事請負契約が増加し、第４四半期に売上計上が集中する傾向があります。しかしながら、諸事情により想定どおりに工事請負契約が締結されなかった場合は、第４四半期の売上高が計画未達となるおそれがあり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

⑥ 人材の確保について

当社のＳＶは、加盟建設会社に協力して各スタジオにおけるイベントの企画・運営をサポートするだけでなく、登録建築家・加盟建設会社に対する各種コンサルティングや新規の建築家・建設会社のリクルート等ＡＳＪ建築家ネットワーク事業のけん引役となって活動しております。当社はＡＳＪ建築家ネットワーク事業を拡大するうえでＳＶの増員と質的向上を図っていく方針であります。しかしながら、必要とする人材確保ができない場合には、ＡＳＪ建築家ネットワーク事業の展開に支障が生じ、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑦ 競合について

わが国人口が減少傾向にある中、一般的に住宅建設の需要は、今後減少していく傾向にあるといわれております。こうした事業環境の中であって、登録建築家と加盟建設会社を結びつけ、両者の協力のもとで行う家づくりは、住宅建設市場全体からみればニッチな分野ながら成長が期待できる有望な市場であることから、新規参入の増加による競争激化の可能性が考えられます。競争の激化やそれに伴う価格競争が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 小規模組織について

当社は、平成25年10月末現在、取締役4名（うち非常勤取締役1名）、監査役3名（うち非常勤監査役2名）、従業員59名の人員数で事業を展開しており、会社の規模に応じた内部管理体制や業務執行体制となっております。このため、業容拡大に応じた人員の確保が順調に進まず役職員による業務執行に支障が生じた場合、あるいは役職員が予期せず退社した場合には、内部管理体制や業務執行体制が有効に機能せず、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) 特定人物への依存について

当社の創業者であり、代表取締役社長である丸山雄平は、当社の最高責任者として経営方針及び事業戦略等を決定するとともに、A S J 建築家ネットワーク事業の運営、特に多くの建築家との人脈の構築等により、当社ビジネス全般について重要な役割を果たしております。

当社は、経営ノウハウの共有、権限委譲や組織の整備、さらには新たな人材の獲得等により、丸山雄平に過度に依存しない事業体制の構築に努めてまいりますが、何らかの理由で丸山雄平が業務を執行することが困難となった場合は、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(5) 法的規制について

住宅の建設につきましては建築基準法、住宅の品質確保の促進等に関する法律（住宅品質確保促進法）、その他法令により規制を受けておりますが、今後、それらの法令の改廃又は新たな規制が設けられる場合には、当社の展開するA S J 建築家ネットワーク事業が影響を受け、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

① 建築基準法

建築基準法では、住宅を含めた建築物の構造、設備、敷地、用途等について、当該建築物が備えなければならない最低の基準が定められており、同法の規制の動向によっては当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

② 住宅品質確保促進法

住宅品質確保促進法は、平成12年4月に施行され、新築住宅の取得契約において基本構造部分については10年間の瑕疵担保責任の義務付け及び住宅の性能を表示する制度等を柱としております。

A S J 建築家ネットワーク事業における工事請負契約につきましては、顧客と加盟建設会社との二者契約となり、当社は引渡し物件についての責務は負いません。しかしながら、A S J 建築家ネットワーク事業の拡大に伴い顧客からのクレームや物件引渡し後の保証件数が増加した場合には、それが当社の責によるか否かを問わず、また実際の瑕疵の有無にかかわらず、A S J 建築家ネットワーク事業に対する評価が低下することで、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(6) 特定の外部委託先への依存度について

当社は、A S J 建築家ネットワーク事業運営に関わる I T 基幹システムのソフトウェア開発等について、外部委託先との連携を推進し、効果的な開発体制の構築に努めております。

外部委託先は、高度な専門性、業務の品質や迅速な対応等を勘案し、継続的に良好な提携関係を図ることが可能な取引先を選定しており、現状は株式会社イン・コントロールへの依存度が高くなっております。当社は、ハードウェアの構成やソフトウェアの開発プロセス等において諸施策を講じることにより、リスクの軽減を図っておりますが、同社の経営方針の変更等によっては、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) 情報システムについて

当社では、経営の効率化、受注確率や生産性の向上等を目的として、独自開発したA-POS(情報管理システム)、COSNAVI(建築家対応積算ソフト)の基幹情報システムを構築しております。これらの情報システムに何らかの予期せぬ不具合やコンピュータウイルス等でシステムダウンやシステム障害が発生した場合は、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) 個人情報の管理について

A S J 建築家ネットワーク事業におきましては、加盟建設会社が運営するスタジオにおけるイベントへの来場者及び顧客の個人情報を当社、登録建築家及び加盟建設会社が共有しております。個人情報の管理につきましては、当社、登録建築家及び加盟建設会社はその紛失、盗難、改ざん及び漏えい等を防止するためデータの保管、不正アクセス及びコンピュータウイルス等に対する適正なセキュリティ対策を講じております。しかしながら、このような対策にもかかわらず、不測の事態により個人情報が流出した場合には、損害賠償、社会的信用の失墜等により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(9) ストック・オプションの行使による株式価値の希薄化について

当社は、取締役及び従業員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。そのため、取締役及び従業員に付与されている新株予約権の行使が行われた場合は、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は91,000株であり、発行済株式総数1,210,000株の7.52%に相当いたします。

(10) 自然災害等による影響について

地震や津波、台風等の自然災害により、人的・物的な被害が生じた場合、あるいはそれらの自然災害に起因する電力・ガス・水道・交通網の遮断により、当社や取引先の正常な事業活動が阻害された場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(11) 減損会計の適用について

経営環境の変化や経済的要因等により、固定資産について減損損失を計上する必要性が生じた場合は、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

ＡＳＪスタジオ運営契約

当社は、加盟建設会社との間で、以下のようなＡＳＪスタジオ運営契約を締結しております。なお、契約内容の要旨は次のとおりであります。

契約内容	加盟者は、ＡＳＪ建築家ネットワーク事業に加入し、商標等の使用許諾及びノウハウの提供等を受ける。
契約期間	契約締結日から２年間。以後、契約期間満了６ヵ月前までに当社・加盟者のいずれからも解約の申し入れがない場合は、１年ごとに自動更新される。
加盟金	原則300万円
ロイヤリティ等	月額ロイヤリティ 1スタジオ 一定額 請負契約ロイヤリティ 工事請負契約額の一定比率

ＡＳＪ建築家登録契約

当社は、登録建築家との間で、以下のようなＡＳＪ建築家登録契約を締結しております。なお、契約内容の要旨は次のとおりであります。

契約内容	登録建築家は、ＡＳＪ建築家ネットワーク事業に加入することにより、当社から顧客の紹介及び情報の提供等を受ける。
契約期間	契約締結日から１年間。以後、契約期間満了後、当社・登録建築家のいずれからも解約の申し入れがない場合は、１年ごとに自動更新される。
建築家登録に係る費用	登録費用・年会費・紹介費用等は無料とする。
プロモーションフィー	建築設計・監理業務委託契約に基づく各スタジオへの設計料等の請求金額の一定比率

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を合理的に勘案し判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第6期事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(資産)

当事業年度末における総資産は1,126,758千円となり、前事業年度末と比べて143,821千円増加いたしました。

流動資産は前事業年度末に比べ、154,268千円増加し、933,606千円となりました。これは主に現金及び預金の増加35,680千円、売掛金の増加37,700千円、未収入金の増加48,596千円等によるものであります。

固定資産は前事業年度末に比べ、10,447千円減少し、193,152千円となりました。これは主にのれんの減少21,065千円、長期前払費用の増加5,434千円、保険積立金の増加3,544千円等によるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債合計は519,523千円となり、前事業年度末と比べて38,723千円増加いたしました。

流動負債は前事業年度末に比べ、79,631千円増加し、444,543千円となりました。これは主に、未払金の増加48,822千円、未払法人税等の増加55,125千円、1年内返済予定の長期借入金の減少28,500千円等によるものであります。

固定負債は前事業年度末に比べ、40,908千円減少し、74,980千円となりました。これは主に長期借入金の減少40,408千円等によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は607,235千円となり、前事業年度末と比べて105,097千円増加いたしました。これは利益剰余金の増加によるものであります。

第7期第2四半期累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

(資産)

当第2四半期会計期間末における総資産は1,346,820千円となり、前事業年度末と比べて220,061千円増加いたしました。

流動資産は前事業年度末に比べ、212,756千円増加し、1,146,362千円となりました。これは主として現金及び預金の増加169,390千円、売掛金の増加17,115千円、未収入金の増加49,467千円等によるものです。

固定資産は前事業年度末に比べ、7,304千円増加し、200,457千円となりました。これは主に建物の増加2,107千円、ソフトウェア仮勘定の増加5,985千円等によるものです。

(負債)

当第2四半期会計期間末における負債合計は581,303千円となり、前事業年度末と比べて61,779千円増加いたしました。

流動負債は前事業年度末に比べ、80,133千円増加し、524,677千円となりました。これは主に未払金の増加45,250千円、未払法人税等の増加51,608千円等によるものです。

固定負債は前事業年度末に比べ、18,354千円減少し、56,626千円となりました。これは長期借入金の減少18,354千円によるものです。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産は765,517千円となり、前事業年度末と比べて158,282千円増加いたしました。これは利益剰余金の増加によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第6期事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(売上高)

当事業年度における売上高は、設計契約件数及び工事請負金額の増加等により、加盟建設会社からのロイヤリティ収入及び登録建築家からのプロモーションフィーが増加し、1,349,179千円(前年同期比3.2%増)となりました。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度における売上原価は、売上高の増加に伴い236,448千円(前年同期比2.8%増)となりました。

この結果、売上総利益は1,112,730千円(前年同期比3.2%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、人員の増加により人件費及び旅費交通費は増加したものの、支払手数料、広告宣伝費等の減少により935,407千円(前年同期比1.6%減)となりました。

この結果、営業利益は177,323千円(前年同期比39.4%増)となりました。

(営業外損益、経常利益)

当事業年度においては、為替差益、助成金収入等の営業外収益1,928千円、支払利息等の営業外費用2,386千円を計上しております。

この結果、経常利益は176,865千円(前年同期比41.7%増)となりました。

(当期純利益)

当事業年度においては、税引前当期純利益は176,865千円(前年同期比44.3%増)となりました。法人税等を71,767千円計上した結果、当事業年度における当期純利益は105,097千円(前年同期比52.3%増)となりました。

第7期第2四半期累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

(売上高)

当第2四半期累計期間における売上高は、消費税増税の経過措置を要因とした工事請負金額の増加により、加盟建設会社からのロイヤリティ収入が増加し、884,100千円となりました。

(売上原価、売上総利益)

当第2四半期累計期間における売上原価は、134,241千円となりました。

この結果、売上総利益は749,858千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当第2四半期累計期間における販売費及び一般管理費は、人員増加による人件費及び旅費交通費の増加、営業強化による販売促進費の増加があったものの、TV制作の見直しによる広告宣伝費の減少等により486,384千円となりました。

この結果、営業利益は263,474千円となりました。

(営業外損益、経常利益)

当第2四半期累計期間においては、受取利息等の営業外収益420千円、支払利息として営業外費用814千円を計上しております。

この結果、経常利益は263,080千円となりました。

(四半期純利益)

当第2四半期累計期間においては、税引前四半期純利益は263,080千円となりました。法人税等を104,798千円計上した結果、当第2四半期累計期間における四半期純利益は158,282千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

第6期事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に比べ、35,680千円増加し306,824千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は150,919千円(前年同期は38,681千円の収入)となりました。これは主に税引前当期純利益176,865千円、減価償却費23,257千円、のれん償却額21,065千円、未払金の増加額50,038千円等の収入要因のほか、売上債権の増加額37,760千円、未収入金の増加額48,596千円、法人税等の支払額22,717千円等の支出要因によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は36,807千円(前年同期は62,733千円の支出)となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出28,169千円、長期前払費用の取得による支出6,594千円等の支出要因によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は78,908千円(前年同期は9,038千円の支出)となりました。これは、借入金の返済による支出78,908千円によるものであります。

第7期第2四半期累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に比べ、169,390千円増加し476,214千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は213,579千円となりました。これは主に税引前四半期純利益263,080千円、未払金の増加額41,311千円等の収入要因のほか、売上債権の増加額17,634千円、未収入金の増加額49,467千円、法人税等の支払額62,186千円等の支出要因によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は19,185千円となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出14,132千円、長期前払費用の取得による支出2,661千円等の支出要因によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は25,004千円となりました。これは長期借入金の返済による支出25,004千円によるものであります。

(5) 資金需要及び財務政策

当社の資金需要は、主に販売費及び一般管理費等の営業費用であります。営業費用の主なものは人件費、旅費交通費、地代家賃及び広告宣伝費等であります。

当社は現在、これらの運転資金につきましては、内部資金及び銀行借入金により資金調達することとしております。また、今後につきましては、毎年の内部留保の蓄積等を通して、財政状態の健全化を図ってまいります。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(7) 経営戦略の状況と見通し

当社の使命は、需要サイドでいえば、当社が提案・提供する「建築家を活用した建物づくり」というサービスを通して顧客に満足感を与えることであり、また、供給サイドでいえば、スタジオ運営会社においてA S J 建築家ネットワーク事業が確実な収益メカニズムとして確立されるとともに、登録建築家にとって参画することの価値が高まることであると考えております。

現状、社会における認知度も低く、「建築家との家づくり」というマーケットの創造はこれからという段階であるものと認識しておりますが、当社は、多くの顧客にA S J のプラットフォームをご活用いただきたいと考えており、「建築計画のある方が、最寄りのA S J のスタジオを利用するのは当たり前」を目指しております。

したがって、当社は、経営資源を戦略的かつ効果的に活用し、A S J 建築家ネットワーク事業の認知度向上に努めるとともに、事業の優位性をさらに確かなものとするにより、社会的使命を果たしていくことで、企業価値の一層の向上を図ってまいります。

(8) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社のA S J 建築家ネットワーク事業は、現在に至るまで順調に拡大してまいりましたが、今後も持続的な成長を図るためには、A S J ブランドイメージをさらに高め、かつブランドの一層の浸透を行うとともに、新規スタジオやA S J アカデミー会員の増加、I T 技術の活用等による生産性・顧客満足度の向上等、諸施策を積極的に実施してまいります。また、事業規模の拡大に合わせて適時に人材拡充を進めると同時に、組織・管理体制の整備等を図っていくことが重要であると認識しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第6期事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当事業年度は、情報システムの構築等を目的として、26,950千円の設備投資を実施いたしました。その内容は、社内業務効率化のためのシステム開発費及びA S J 建築家ネットワーク事業の加盟店運営にかかる業務効率の向上を図るためのソフトウェアの開発費であります。また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社はA S J 建築家ネットワーク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第7期第2四半期累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

当第2四半期累計期間は、情報システムの構築等を目的として、18,072千円の設備投資を実施いたしました。その内容は、社内業務効率化のためのシステム開発費及びA S J 建築家ネットワーク事業の加盟店運営にかかる業務効率の向上を図るためのソフトウェアの開発費等であります。また、重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社はA S J 建築家ネットワーク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

なお、当社はA S J 建築家ネットワーク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

平成25年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都港区)	統括業務施設	—	650	65,551	66,202	8
大阪支店 (大阪市北区)	常設展示場、管理業務 施設	31,313	—	—	31,313	16

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. 上記従業員数には、事業場外業務従事者（スーパーバイザー職）は含まれておりません。
4. 本社及び大阪支店は賃借物件であり、その内容は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都港区)	統括業務施設	10,285
大阪支店 (大阪市北区)	常設展示場、管理業務施設	62,471

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成25年10月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

当社はA S J 建築家ネットワーク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完成予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (東京都港区)	ソフトウェア	80,580	13,660	自己資金及び 増資資金	平成25年 4月	平成28年 3月	(注) 2

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 完成後の増加能力は具体的に算定することが困難であるため、記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,800,000
計	4,800,000

(注) 平成25年8月30日開催の臨時株主総会により、同日付で発行可能株式総数を増加させる旨の定款変更決議を行った結果、発行可能株式総数は2,800,000株増加し、4,800,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,210,000	非上場	(注) 2、3
計	1,210,000	—	—

(注) 1. 発行済株式のうち、20,000株は現物出資(投資有価証券 20千円)によるものであります。
2. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
3. 平成25年8月30日開催の臨時株主総会により、同日付で定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第2回新株予約権(平成21年1月19日 臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年10月31日)
新株予約権の数(個)	25,000	25,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000	25,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000	1,000
新株予約権の行使期間	平成23年1月31日から 平成28年1月30日まで	平成23年1月31日から 平成28年1月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500	発行価格 1,000 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要する。	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4

(注) 1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)が、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使は認められず、当該新株予約権は、会社法第287条の規定により消滅する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

上記（注）3に準じて決定する。

② 第3回新株予約権（平成21年1月19日 臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成25年10月31日）
新株予約権の数(個)	66,000	66,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	66,000	66,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000	1,000
新株予約権の行使期間	平成23年1月31日から 平成28年1月30日まで	平成23年1月31日から 平成28年1月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500	発行価格 1,000 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要する。	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

(注) 1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 当社普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
 - ② 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員（顧問を含む）いずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使は認められず、当該新株予約権は、会社法第287条の規定により消滅する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑦ 新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年3月25日 (注) 1	90,000	1,026,500	63,000	88,886	63,000	88,000
平成22年4月1日～ 平成23年3月31日 (注) 2	183,500	1,210,000	183	89,070	—	88,000

(注) 1. 有償第三者割当によるものであります。

- ①発行株式数 60,000株
- 発行価格 1,400円
- 資本組入額 700円
- 割当先 安田企業投資4号投資事業有限責任組合
- ②発行株式数 30,000株
- 発行価格 1,400円
- 資本組入額 700円
- 割当先 ネオステラ1号投資事業有限責任組合

2. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成25年10月31日現在

平成25年10月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（名）	—	—	2	24	—	—	18	44	—
所有株式数（単元）	—	—	420	1,644	—	—	10,035	12,099	100
所有株式数の割合（％）	—	—	3.47	13.59	—	—	82.94	100.00	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,209,900	12,099	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 100	—	—
発行済株式総数	1,210,000	—	—
総株主の議決権	—	12,099	—

② 【自己株式等】

平成25年10月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を発行する方法によるものです。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

第2回新株予約権(平成21年1月19日 臨時株主総会決議)

決議年月日	平成21年1月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

第3回新株予約権(平成21年1月19日 臨時株主総会決議)

決議年月日	平成21年1月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員23名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者の退職により、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社の従業員20名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと認識しており、経営体質の強化と将来の事業展開のための十分な内部留保に意を用いた上で、経営成績及び財政状態を勘案した利益還元を行っていくことを基本方針としております。

現在、当社は内部留保の蓄積により財務体質を充実させ、経営基盤の強化を図ることを当面の最優先事項と考え、配当を実施しておりませんが、配当を行う場合は期末の年1回の配当を行うことを基本方針としており、その決定機関は株主総会であります。

なお、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議により、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保金の使途につきましては、今後の事業展開に即して、有効利用していく所存であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	丸山 雄平	昭和31年8月15日	昭和56年4月 平成8年10月 平成16年4月 平成19年9月 平成19年11月	三谷商事㈱入社 ㈱夢建人設立 代表取締役 旧アーキテクト・スタジオ・ジャ パン㈱(平成20年1月にイーケンセ ツ・ドットコム㈱に商号変更)取締 役 同社代表取締役 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	488,500
常務取締役	管理本部・ 事業開発本 部所管、管 理本部長	松田 静夫	昭和19年12月11日	昭和43年4月 平成13年5月 平成16年6月 平成20年6月 平成23年10月	中小企業金融公庫入庫 同公庫理事 大阪中小企業投資育成㈱常務取締 役 当社常務取締役 管理本部長 当社常務取締役 管理本部・事業開 発本部所管、管理本部長(現任)	(注)3	25,000
常務取締役	ASJ事業 本部・技術 開発本部所 管、技術開 発本部長	高橋 恒夫	昭和25年3月30日	昭和43年4月 平成12年5月 平成19年9月 平成19年11月 平成21年3月 平成22年4月 平成23年10月	西松建設㈱入社 ㈱ザウスコミュニケーションズ設 立 代表取締役 旧アーキテクト・スタジオ・ジャ パン㈱(平成20年1月にイーケンセ ツ・ドットコム㈱に商号変更)取締 役 当社取締役 アーキテクトテクノロジー東京㈱ 設立 代表取締役 当社常務取締役 ASJ事業本部長 兼技術本部長 当社常務取締役 ASJ事業本部・ 技術開発本部所管、技術開発本 部長(現任)	(注)3	100,000
取締役	—	川村 健一 (注)1	昭和24年2月16日	昭和48年4月 平成2年4月 平成12年4月 平成15年10月 平成16年4月 平成17年4月 平成19年11月	フジタ工業㈱(現 ㈱フジタ)入社 米国Fujita Research Inc. 社長 ㈱フジタ環境創造事業本部副事業 本部長兼エンジニアリング事業部 長 特定非営利活動法人 サスティナ ブル・コミュニティ研究所代表理 事・所長(現任) 旧アーキテクト・スタジオ・ジャ パン㈱(平成20年1月にイーケンセ ツ・ドットコム㈱に商号変更)取締 役 広島経済大学教授(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	10,000
常勤監査役	—	和泉 利治 (注)2	昭和33年2月5日	平成元年4月 平成11年3月 平成22年4月 平成23年6月	エヌイーディー㈱入社 安田企業投資㈱入社 同社業務推進部長兼投資第二部長 当社常勤監査役(現任)	(注)4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	—	山下 和広 (注) 2	昭和40年4月25日	平成4年10月 平成9年7月 平成17年12月 平成20年7月 平成22年9月	協立監査法人入社 山下会計事務所開設 税理士法人フィールズ設立代表社員(現任) 監査法人フィールズ設立代表社員(現任) 当社監査役(現任)	(注) 4	—
監査役	—	津田 和義 (注) 2	昭和41年1月13日	平成2年10月 平成10年10月 平成12年10月 平成15年8月 平成20年3月 平成22年9月	太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入社 ㈱稲田商会取締役 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入社 ㈱エム・エム・ティール取締役 ㈱ブレイントラスト設立 代表取締役(現任) 津田和義公認会計士・税理士事務所開設代表(現任) 当社監査役(現任)	(注) 4	—
計							623,500

- (注) 1. 取締役川村健一は、社外取締役であります。
2. 監査役和泉利治、山下和広及び津田和義は、社外監査役であります。
3. 平成25年8月30日開催の臨時株主総会終結の時から、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成25年8月30日開催の臨時株主総会終結の時から、平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社では、取締役の指揮・監督の下で業務執行を担当する執行役員制度を導入しております。執行役員は、A S J 事業本部長 森田耕吉、事業開発本部長 栗山佳津、管理部長 山口裕司の3名で構成されております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

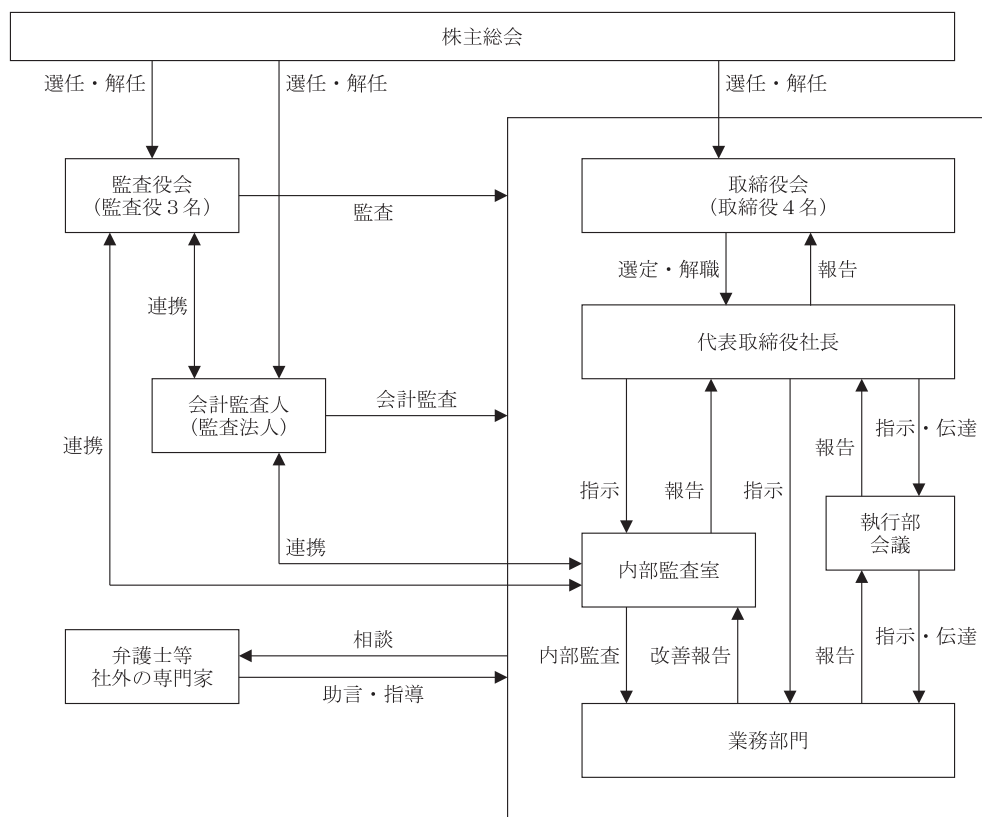
(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率性、透明性を高め、健全なる事業活動を通じ企業価値の最大化を目指し、株式会社としての社会的責任を果たすことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。その実現のため、経営組織体制を整備し、諸施策を実施しております。また、コーポレート・ガバナンスの効果を上げるため、内部統制システムの構築を図るとともに、コンプライアンス規程を制定し全役職員がコンプライアンス重視の意識の強化と、その定着を推進してまいります。

② 会社機関の内容

イ. 会社の機関・内部統制の関係図



ロ. 会社の機関の内容

・取締役会

取締役会は、取締役4名のうち1名は社外取締役で構成されており、経営方針、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行う機関と位置づけ運営されております。取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて随時取締役会を開催して、経営判断の迅速化を図っております。取締役会では、経営計画、予算編成、その他経営全般に関する重要事項を審議・決定するとともに、月次業績等の重要な報告も行っております。また、監査役が取締役会に出席することで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

・監査役会

監査役会は、監査役3名(全員社外監査役)で構成され、うち1名は常勤監査役であります。また、社外監査役3名のうち2名は、税理士・公認会計士であり、主として会計、財務の観点より経営監視を行っております。監査役会は原則として毎月1回定期的に開催し、取締役会の意思決定の適法性等について意見交換されるほか、常勤監査役から取締役等の業務執行状況等の報告を行い、監査役会としての意見を協議・決定しております。

・執行部会議

執行部会議は、代表取締役社長、常務取締役、執行役員及び部長等計11名、オブザーバーとして常勤監査役1名で構成されており、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図ることを目的として、取締役の業務執行及び管理機能を補填するために機能しております。執行部会議では、主として各部門長から当該部門の業務運営に関する重要事項や月次業績等の報告が行われるとともに、取締役からは重要事項の指示・伝達が行われ、それによって当該指示・伝達事項の周知徹底と、認識の統一を図る機関としても機能しております。執行部会議は、原則として毎月1回開催しております。

ハ. 内部監査及び監査役監査の状況

・内部監査

当社は、内部監査を担当する部署として、代表取締役社長直轄の独立した機関である内部監査室を設置し、内部監査担当者1名が専任として内部監査を実施しております。内部監査室は、経営諸活動の遂行状況を合法性と合理性の観点から公正かつ客観的な立場で検討・評価を行い、業務執行の適正性と効率性を確保することを目的としております。

内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と定期的及び必要に応じて会合を持ち、監査の方法や結果について情報交換を行うことで相互連携を図り、内部監査計画に基づいた内部監査により内部統制を行っております。監査結果につきましては、速やかに代表取締役社長へ報告し、監査結果を踏まえた改善指示により業務改善を行っております。

・監査役及び監査役会

当社は監査役会を設置しており、各監査役は、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

監査役会は、監査に関する意見を形成するための協議機関かつ決議機関と位置づけ、各監査役は監査職務の遂行状況を監査役会の場で報告するとともに、監査役会を活用して監査の実効性の確保に努めております。

監査役は、取締役会、その他重要な会議に出席し取締役の業務執行を監督するとともに、取締役・執行役員・従業員からの報告を受けるほか、常勤監査役は営業所への往査等、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。また、会計監査人(監査法人)や内部監査室との連携を密にし、定期的に会合を開催することにより監査に必要な情報の共有を図っております。

常勤監査役和泉利治は、企業金融分野における長年の経験を有しており、監査役山下和広及び津田和義は、公認会計士・税理士として会計、財務及び税務に関する相当程度の知見を有しております。

二. 会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、独立した公正な立場から会計に関する監査を受けております。同監査法人に所属する公認会計士の近藤康仁氏及び浅野禎彦氏の2名が監査業務を遂行しており、同監査法人の業務執行社員との間には特別の利害関係はありません。継続監査年数につきましては、両氏とも7年以内であるため、記載を省略しております。また、会計監査業務の遂行にあたり、必要に応じて同監査法人に所属する公認会計士等9名が補助者として業務を行っております。

ホ. 社外取締役及び社外監査役

当社は、経営の監督機能強化等の観点から社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しております。

社外取締役川村健一と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、同氏は広島経済大学教授及び特定非営利活動法人サスティナブル・コミュニティ研究所代表理事・所長を兼務しておりますが、当社との間にいずれも特別な資本的、人的及び取引関係はありません。

また、社外監査役和泉利治、山下和広及び津田和義と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。また、社外監査役山下和広は税理士法人フィールズ及び監査法人フィールズの代表社員であり、社外監査役津田和義は株式会社ブレイントラスト代表取締役及び津田和義公認会計士・税理士事務所の代表を兼務しておりますが、当社との間にいずれも特別な資本的、人的及び取引関係はありません。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考として検討しております。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、企業理念の実現と事業目的の達成及び持続的な成長を確保するために、適切な内部統制システムを整備することは経営上最も重要な課題の一つであると認識しております。当社はその実現を図るべく、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を整備しております。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促します。
- ・取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図ります。
- ・定例取締役会を原則として毎月1回開催し、経営事項の審議及び決議を行うとともに、各取締役の職務の執行を監督します。
- ・取締役及び従業員が遵守すべき取締役会規程をはじめとする諸規程等を定め、法令等への適合体制を確立します。
- ・コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに反する事態に備えるとともに、コンプライアンス規程等に準拠した意識・行動の向上を図ります。
- ・内部通報制度運用規程に基づき、コンプライアンスに関する相談及び不正行為の早期発見等に関して、内部通報の仕組みを適切に構築します。
- ・財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、適切な財務報告に係る内部統制システムの整備を行います。
- ・内部監査部門として内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき監査を実施します。
- ・反社会的勢力には組織的に毅然とした姿勢で対処し、一切の関係を遮断します。反社会的勢力による不当要求等に対しては、必要に応じて警察等の関係機関や顧問弁護士との情報交換及び連携を図ります。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会や取締役会等の議事録、計算書類、その他重要情報については、法令、定款及び社内規程等に基づき適切な保存・管理を行います。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程、その他の体制

経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会、リスク管理委員会等において迅速かつ十分な審議を行い、社内規程等に基づき適切な管理を行います。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会において各取締役の職務分担を決定し、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等により、各部門の権限と責任を明確にし、職務遂行の効率化を図るとともに、業務が適正に遂行される体制を整備します。
- ・取締役及び部門長等からなる執行部会議を設置し、業務の重要事項について審議を行い、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図ります。

ホ. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社及び子会社を有していないため、該当する事項はありません。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 監査役が補助使用人を求めた場合は、監査役と協議のうえ、監査役の業務補助のための使用人を置きます。
- ・ 補助使用人が監査役の業務補助を行うにあたっての指揮権は、監査役に委嘱されたものとして取締役の指揮・命令を受けません。

ト. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 取締役及び従業員は、法令に違反する事実、あるいは会社に著しい損害を与える事実並びに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告を行います。
- ・ 取締役及び従業員は、監査役から業務の執行状況について報告を求められたときは、迅速な対応を行います。
- ・ 内部監査部門は、監査役に対し、内部監査計画及び結果等を随時報告します。

チ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、定期的に監査役会を開催し監査役相互の情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて随時協議を行います。
- ・ 取締役及び部門長は、取締役会、執行部会議等の重要会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けます。
- ・ 監査役は、代表取締役社長、内部監査部門及び監査法人与会合の場を持ち、意見交換を行います。

④ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準等に従い、内部統制運用規程を制定しその整備を図るとともに適切な体制をとっております。財務報告に係る内部統制システムの整備にあたっては、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」に基づき、各部門の業務プロセスの統制活動を強化するとともに、内部監査室による全社的なモニタリング等を実施する枠組みを構築しております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

イ. リスク管理体制及び取組みの状況

当社は、リスク管理規程に基づき、将来発生する可能性のある自然災害や事故等の災害リスクや、法令等の違反などのコンプライアンスリスク、業務プロセスにおけるミスや見落とし、重要情報の流失等のオペレーショナルリスク等に対処するため、リスク管理委員会を設置して組織的かつ適切なリスク管理を講じる体制をとっております。

リスク管理委員会は、委員長を代表取締役社長とし、取締役等から選任した委員と弁護士等の外部の専門家を顧問として構成し、リスクが顕在化した場合においては、人命の保護・救助を最優先として、リスク情報の収集と対応策の検討・実施、再発防止策の策定等、リスク管理の実効性を高め、損失を最小限度に抑えるべく対処することとしております。

ロ. コンプライアンス体制及び取組みの状況

当社は、コンプライアンスに係る体制の構築及びその推進を図るためコンプライアンス規程を制定し、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置しております。当該委員会において、コンプライアンスの推進等に係る必要な事項の審議等を行い、全部門を指揮・監督してコンプライアンスに関する意識の強化及び体制の向上を図っております。

ハ. 情報セキュリティ体制及び取組みの状況

当社は、重要情報の取扱い及びその管理等については、内部者取引管理規程、機密管理規程、個人情報保護規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、組織的かつ適切な対応をとっております。

⑥ 役員報酬の内容

イ. 当社の平成25年3月期における役員報酬の内容は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	52,800	52,800	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	15,600	15,600	—	—	—	4

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務取締役の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役及び監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役の報酬については役位等に基づき取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役員数は、7名以内とする旨定款に定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

⑩ 株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

イ. 中間配当

当社は、株主の皆様への機動的な利益還元を可能とすることを目的に、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ロ. 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ハ. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第423条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の当社に対する損害賠償責任を、善意でかつ重大な過失がない場合において、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分発揮することを目的としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
7,000	6,500	7,000	3,000

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務は、新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)作成及び内部統制報告制度の導入に関する助言・指導業務であります。

(最近事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務は、新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)作成及び内部統制報告制度の導入に関する助言・指導業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査法人からの見積提案をもとに、当社の規模・業務内容等の観点から監査日数及び監査従事者の構成等の要素を勘案して検討し、監査役会の同意を得て決定しております。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)及び当事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年 3 月31日)	当事業年度 (平成25年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	271,143	306,824
売掛金	262,531	300,231
商品	5,878	3,828
前払費用	13,494	15,484
繰延税金資産	10,616	15,478
従業員に対する短期貸付金	4,097	4,012
立替金	15,140	41,695
未収入金	217,665	266,261
その他	4,945	5,148
貸倒引当金	△26,175	△25,359
流動資産合計	779,337	933,606
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	36,117	31,601
工具、器具及び備品（純額）	1,382	650
有形固定資産合計	※ 37,499	※ 32,252
無形固定資産		
のれん	21,065	—
ソフトウェア	58,628	65,551
ソフトウェア仮勘定	2,100	3,990
無形固定資産合計	81,794	69,541
投資その他の資産		
従業員に対する長期貸付金	7,265	5,790
長期前払費用	13,461	18,895
保険積立金	7,800	11,345
差入保証金	54,092	52,428
破産更生債権等	1,230	8,299
繰延税金資産	1,685	2,899
貸倒引当金	△1,230	△8,299
投資その他の資産合計	84,306	91,358
固定資産合計	203,600	193,152
資産合計	982,937	1,126,758

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年 3 月31 日)	当事業年度 (平成25年 3 月31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	24,254	22,040
短期借入金	10,000	—
1年内返済予定の長期借入金	71,858	43,358
未払金	186,531	235,353
未払費用	41,283	45,039
未払法人税等	7,060	62,186
未払消費税等	5,672	11,656
前受金	728	669
預り金	14,733	21,301
賞与引当金	2,790	2,940
流動負債合計	364,912	444,543
固定負債		
長期借入金	115,388	74,980
資産除去債務	500	—
固定負債合計	115,888	74,980
負債合計	480,800	519,523
純資産の部		
株主資本		
資本金	89,070	89,070
資本剰余金		
資本準備金	88,000	88,000
資本剰余金合計	88,000	88,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	325,067	430,165
利益剰余金合計	325,067	430,165
株主資本合計	502,137	607,235
純資産合計	502,137	607,235
負債純資産合計	982,937	1,126,758

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成25年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	476,214
売掛金	317,346
商品	4,315
未収入金	315,728
その他	70,275
貸倒引当金	△37,517
流動資産合計	1,146,362
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	33,709
工具、器具及び備品（純額）	508
有形固定資産合計	34,217
無形固定資産	
ソフトウェア	62,373
ソフトウェア仮勘定	9,975
無形固定資産合計	72,348
投資その他の資産	
差入保証金	51,661
その他	46,595
貸倒引当金	△4,365
投資その他の資産合計	93,891
固定資産合計	200,457
資産合計	1,346,820

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成25年9月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	24,784
1年内返済予定の長期借入金	36,708
未払金	280,604
未払法人税等	113,795
賞与引当金	3,114
その他	65,670
流動負債合計	524,677
固定負債	
長期借入金	56,626
固定負債合計	56,626
負債合計	581,303
純資産の部	
株主資本	
資本金	89,070
資本剰余金	88,000
利益剰余金	588,447
株主資本合計	765,517
純資産合計	765,517
負債純資産合計	1,346,820

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
売上高	1,307,694	1,349,179
売上原価		
商品期首たな卸高	1,810	5,878
当期商品仕入高	234,038	234,398
合計	235,849	240,276
商品期末たな卸高	5,878	3,828
売上原価合計	229,971	236,448
売上総利益	1,077,722	1,112,730
販売費及び一般管理費	※ 950,538	※ 935,407
営業利益	127,184	177,323
営業外収益		
受取利息	359	426
為替差益	—	476
受取手数料	1,497	300
助成金収入	—	700
その他	483	25
営業外収益合計	2,340	1,928
営業外費用		
支払利息	4,143	2,234
為替差損	544	—
その他	0	152
営業外費用合計	4,687	2,386
経常利益	124,837	176,865
特別損失		
支払補償費	2,310	—
特別損失合計	2,310	—
税引前当期純利益	122,527	176,865
法人税、住民税及び事業税	49,536	77,843
法人税等調整額	3,989	△6,075
法人税等合計	53,525	71,767
当期純利益	69,001	105,097

【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
売上高	884,100
売上原価	134,241
売上総利益	749,858
販売費及び一般管理費	※ 486,384
営業利益	263,474
営業外収益	
受取利息	178
保険返戻金	159
その他	82
営業外収益合計	420
営業外費用	
支払利息	814
営業外費用合計	814
経常利益	263,080
税引前四半期純利益	263,080
法人税、住民税及び事業税	113,795
法人税等調整額	△8,996
法人税等合計	104,798
四半期純利益	158,282

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	89,070	89,070
当期末残高	89,070	89,070
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	88,000	88,000
当期末残高	88,000	88,000
資本剰余金合計		
当期首残高	88,000	88,000
当期末残高	88,000	88,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	256,065	325,067
当期変動額		
当期純利益	69,001	105,097
当期変動額合計	69,001	105,097
当期末残高	325,067	430,165
利益剰余金合計		
当期首残高	256,065	325,067
当期変動額		
当期純利益	69,001	105,097
当期変動額合計	69,001	105,097
当期末残高	325,067	430,165
株主資本合計		
当期首残高	433,135	502,137
当期変動額		
当期純利益	69,001	105,097
当期変動額合計	69,001	105,097
当期末残高	502,137	607,235
純資産合計		
当期首残高	433,135	502,137
当期変動額		
当期純利益	69,001	105,097
当期変動額合計	69,001	105,097
当期末残高	502,137	607,235

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	122,527	176,865
減価償却費	19,532	23,257
のれん償却額	28,087	21,065
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△4,300	6,253
為替差損益 (△は益)	544	△476
売上債権の増減額 (△は増加)	△46,761	△37,760
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△4,067	2,049
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,738	△2,213
長期前払費用償却額	1,160	1,137
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,790	150
受取利息	△359	△426
支払利息	4,143	2,234
未収入金の増減額 (△は増加)	△30,866	△48,596
未払金の増減額 (△は減少)	29,165	50,038
未払費用の増減額 (△は減少)	9,734	3,758
その他	3,062	△21,901
小計	132,653	175,437
利息及び配当金の受取額	257	324
利息の支払額	△4,041	△2,124
法人税等の支払額	△90,189	△22,717
営業活動によるキャッシュ・フロー	38,681	150,919
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△40,428	—
無形固定資産の取得による支出	△13,255	△28,169
従業員に対する貸付けによる支出	△4,164	△4,950
従業員に対する貸付金の回収による収入	4,140	6,510
保険積立金の積立による支出	△3,490	△3,832
長期前払費用の取得による支出	△5,042	△6,594
その他	△493	228
投資活動によるキャッシュ・フロー	△62,733	△36,807
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	60,000	—
短期借入金の返済による支出	△50,000	△10,000
長期借入れによる収入	80,000	—
長期借入金の返済による支出	△99,038	△68,908
財務活動によるキャッシュ・フロー	△9,038	△78,908
現金及び現金同等物に係る換算差額	△544	476
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△33,634	35,680
現金及び現金同等物の期首残高	304,778	271,143
現金及び現金同等物の期末残高	※ 271,143	※ 306,824

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	263,080
減価償却費	13,300
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	8,223
売上債権の増減額 (△は増加)	△17,634
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△487
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,744
賞与引当金の増減額 (△は減少)	174
受取利息	△178
支払利息	814
未収入金の増減額 (△は増加)	△49,467
未払金の増減額 (△は減少)	41,311
未払費用の増減額 (△は減少)	△13,609
その他	28,177
小計	276,450
利息及び配当金の受取額	127
利息の支払額	△813
法人税等の支払額	△62,186
営業活動によるキャッシュ・フロー	213,579
投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	△14,132
従業員に対する貸付けによる支出	△3,300
従業員に対する貸付金の回収による収入	2,466
保険積立金の積立による支出	△2,041
長期前払費用の取得による支出	△2,661
その他	484
投資活動によるキャッシュ・フロー	△19,185
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△25,004
財務活動によるキャッシュ・フロー	△25,004
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	169,390
現金及び現金同等物の期首残高	306,824
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 476,214

【注記事項】

(重要な会計方針)

以下、対象年度において特に断りのない限り、記載事項は両事業年度において共通の事項であります。

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～18年
工具、器具及び備品	4年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。また、のれんについては5年間の均等償却を行っております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	12,714千円	16,220千円

(損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
役員報酬	66,800千円	68,400千円
給料手当	261,731千円	276,768千円
法定福利費	46,389千円	49,932千円
賞与引当金繰入額	2,790千円	2,940千円
旅費交通費	88,335千円	93,437千円
販売促進費	68,955千円	75,696千円
支払手数料	76,959千円	54,270千円
地代家賃	84,010千円	82,596千円
広告宣伝費	83,791千円	70,763千円
貸倒引当金繰入額	1,271千円	7,484千円
減価償却費	19,532千円	23,257千円
おおよその割合		
販売費	19.1%	19.1%
一般管理費	80.9%	80.9%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,210,000	—	—	1,210,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,210,000	—	—	1,210,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
現金及び預金勘定	271,143千円	306,824千円
現金及び現金同等物	271,143千円	306,824千円

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を適宜、把握する体制としております。

差入保証金は主に本社及び事務所を賃借する際に支出したものであり、預入先の信用リスクが存在します。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金には主に営業取引及び設備投資等に係る資金調達です。金利の変動リスクを回避するため、固定金利としております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

前事業年度(平成24年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	271,143	271,143	—
(2) 売掛金	262,531		
貸倒引当金(※1)	△14,141		
	248,389	248,389	—
(3) 未収入金	217,665		
貸倒引当金(※2)	△11,177		
	206,487	206,487	—
(4) 差入保証金	52,313	23,367	△28,945
資産計	778,333	749,388	△28,945
(1) 短期借入金	10,000	10,000	—
(2) 未払金	186,531	186,531	—
(3) 長期借入金(※3)	187,246	187,984	738
負債計	383,777	384,515	738

(※1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 未収入金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※3) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 差入保証金

貸借契約終了により将来回収が見込まれる保証金から、将来発生が予想される原状回復見込額を控除したもののついて、その将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、合理的な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

- (1) 短期借入金、(2) 未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 長期借入金

長期借入金の時価につきましては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額
(単位：千円)

区分	平成24年3月31日
差入保証金	1,779

差入保証金のうち、償還予定が合理的に見積れず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては「(4)差入保証金」には含めておりません。

(注3)金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	271,143	—	—	—
売掛金	262,531	—	—	—
未収入金	217,665	—	—	—
合計	751,340	—	—	—

差入保証金については返還期日を明確に把握できないため、償還予定額を記載しておりません。

(注4)長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	71,858	40,408	36,708	32,712	5,560

当事業年度(平成25年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	306,824	306,824	—
(2) 売掛金	300,231		
貸倒引当金(※1)	△13,676		
	286,554	286,554	—
(3) 未収入金	266,261		
貸倒引当金(※2)	△11,213		
	255,047	255,047	—
(4) 差入保証金	50,777	25,723	△25,054
資産計	899,204	874,150	△25,054
(1) 未払金	235,353	235,353	—
(2) 未払法人税等	62,186	62,186	—
(3) 長期借入金(※3)	118,338	119,123	785
負債計	415,877	416,662	785

(※1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 未収入金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※3) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

賃貸借契約終了により将来回収が見込まれる保証金から、将来発生が予想される原状回復見込額を控除したもののについて、その将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、合理的な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価につきましては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額
(単位：千円)

区分	平成25年3月31日
差入保証金	1,650

差入保証金のうち、償還予定が合理的に見積れず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては「(4)差入保証金」には含めておりません。

(注3)金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	306,824	—	—	—
売掛金	300,231	—	—	—
未収入金	266,261	—	—	—
合計	873,317	—	—	—

差入保証金については返還期日を明確に把握できないため、償還予定額を記載しておりません。

(注4)長期借入金の決算日後の返済予定額
附属明細表「借入金等明細表」をご参照ください。

(有価証券関係)

前事業年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成21年 第2回新株予約権	平成21年 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役1名	当社の従業員23名
株式の種類別のストック・オプション数	普通株式 25,000株	普通株式 69,000株
付与日	平成21年1月30日	平成21年1月30日
権利確定条件	①新株予約権の割当を受けた者が、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使は認められず、当該新株予約権は、会社法第287条の規定により消滅する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。	①当社普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 ②新株予約権の割当を受けた者が、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使は認められず、当該新株予約権は、会社法第287条の規定により消滅する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ③新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成23年1月31日～ 平成28年1月30日	平成23年1月31日～ 平成28年1月30日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成24年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成21年 第2回新株予約権	平成21年 第3回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	68,000
付与	—	—
失効	—	1,000
権利確定	—	—
未確定残	—	67,000
権利確定後(株)		
前事業年度末	25,000	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	25,000	—

② 単価情報

	平成21年 第2回新株予約権	平成21年 第3回新株予約権
権利行使価格(円)	1,000	1,000
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積り方法によっております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社株式の評価額は、純資産法に基づいて算出した価格を基礎として算定しております。

株式の評価額と新株予約権の行使価格により本源的価値を算定した結果、単位当たりの本源的価値はゼロとなったため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロとしております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一円

(2) 当事業年度に権利行使されたStock・オプションはありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. Stock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) Stock・オプションの内容

	平成21年 第2回新株予約権	平成21年 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役1名	当社の従業員23名
株式の種類別のStock・オプション数	普通株式 25,000株	普通株式 69,000株
付与日	平成21年1月30日	平成21年1月30日
権利確定条件	①新株予約権の割当を受けた者が、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使は認められず、当該新株予約権は、会社法第287条の規定により消滅する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。	①当社普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 ②新株予約権の割当を受けた者が、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使は認められず、当該新株予約権は、会社法第287条の規定により消滅する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ③新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成23年1月31日～ 平成28年1月30日	平成23年1月31日～ 平成28年1月30日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成25年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成21年 第2回新株予約権	平成21年 第3回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	67,000
付与	—	—
失効	—	1,000
権利確定	—	—
未確定残	—	66,000
権利確定後(株)		
前事業年度末	25,000	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	25,000	—

② 単価情報

	平成21年 第2回新株予約権	平成21年 第3回新株予約権
権利行使価格(円)	1,000	1,000
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積り方法によっております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社株式の評価額は、純資産法に基づいて算出した価格を基礎として算定しております。

株式の評価額と新株予約権の行使価格により本源的価値を算定した結果、単位当たりの本源的価値はゼロとなったため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロとしております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一円

(2) 当事業年度に権利行使されたStock・オプションはありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	592千円	5,530千円
貸倒引当金	9,220千円	10,158千円
賞与引当金	1,100千円	1,159千円
差入保証金	788千円	1,358千円
その他	599千円	169千円
繰延税金資産合計	12,301千円	18,377千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社は、A S J 建築家ネットワーク事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、A S J 建築家ネットワーク事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社は、A S J 建築家ネットワーク事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、A S J 建築家ネットワーク事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	丸山 雄平	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 40.4 間接 6.9	債務被保証	当社銀行借入に対する 債務被保証	187,246	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社の金融機関からの借入金に対し、当社代表取締役社長 丸山 雄平が債務保証を行っております。
なお、当社はこれらに係る保証料の支払は行っておりません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	丸山 雄平	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 40.4 間接 6.9	債務被保証	当社銀行借入に対する 債務被保証	118,338	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社の金融機関からの借入金に対し、当社代表取締役社長 丸山 雄平が債務保証を行っております。
なお、当社はこれらに係る保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	414円99銭	501円85銭
1株当たり当期純利益金額	57円03銭	86円86銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	69,001	105,097
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	69,001	105,097
普通株式の期中平均株式数(株)	1,210,000	1,210,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年第2回新株予約権(株式の数25,000株)、平成21年第3回新株予約権(株式の数67,000株) なお、これらの詳細は、(ストック・オプション等関係)に記載のとおりであります。	平成21年第2回新株予約権(株式の数25,000株)、平成21年第3回新株予約権(株式の数66,000株) なお、これらの詳細は、(ストック・オプション等関係)に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
給料手当	144,169千円
賞与引当金繰入額	3,114千円
貸倒引当金繰入額	11,638千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
現金及び預金勘定	476,214千円
現金及び現金同等物	476,214千円

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

当社は、A S J 建築家ネットワーク事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	130円81銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	158,282
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	158,282
普通株式の期中平均株式数(株)	1,210,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	41,114	—	—	41,114	9,512	4,515	31,601
工具、器具及び備品	9,100	—	1,742	7,358	6,707	605	650
有形固定資産計	50,214	—	1,742	48,472	16,220	5,121	32,252
無形固定資産							
のれん	140,438	—	—	140,438	140,438	21,065	—
ソフトウェア	83,800	25,060	—	108,860	43,308	18,136	65,551
ソフトウェア仮勘定	2,100	28,203	26,313	3,990	—	—	3,990
無形固定資産計	226,338	53,263	26,313	253,288	183,746	39,202	69,541
長期前払費用	17,901	6,594	22	24,473	5,577	1,137	18,895

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア 情報システム構築等 25,060千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	10,000	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	71,858	43,358	1.6	—
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く。)	115,388	74,980	1.5	平成26年4月～ 平成29年2月
合計	197,246	118,338	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	36,708	32,712	5,560	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	27,405	29,137	1,230	21,653	33,659
賞与引当金	2,790	2,940	2,790	—	2,940

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)のうち17,502千円は、一般債権の洗替による戻入額であり、4,151千円は個別債権の回収可能性の見直しによる戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当該事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	306,824
合計	306,824

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)吉川組	38,411
(株)響建設	14,529
A Tインターナショナル(株)	14,181
(株)上村工建	11,208
米元建設工業(株)	9,307
その他	212,593
合計	300,231

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$ 365
262,531	1,296,467	1,258,766	300,231	80.7	79.2

ハ. 商品

区分	金額(千円)
書籍	3,828
合計	3,828

ニ．未収入金

相手先	金額(千円)
(株)上村工建	13,747
A T インターナショナル(株)	13,885
米元建設工業(株)	11,424
センコー産業(株)	8,698
時盛建設(株)	8,684
その他	209,820
合計	266,261

② 流動負債

イ．買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)ユタカ	5,320
(株)朝日オリコミ大阪	2,450
ヨシダ印刷(株)	2,131
(株)パズル	1,647
北恵(株)	1,620
その他	8,869
合計	22,040

ロ．１年内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
(株)日本政策金融公庫	20,148
(株)商工組合中央金庫	19,510
(株)百十四銀行	3,700
合計	43,358

ハ. 未払金

相手先	金額(千円)
(株)マニエラ建築設計事務所	22,006
プリヤデザイン一級建築士事務所	5,545
澤村昌彦建築設計事務所	5,542
アトリエスクエア1級建築士事務所	5,089
(株)建築工房DADA	4,803
その他	192,365
合計	235,353

ニ. 未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	40,072
事業税	14,027
住民税	8,086
合計	62,186

③ 固定負債

長期借入金

相手先	金額(千円)
(株)商工組合中央金庫	37,940
(株)日本政策金融公庫	37,040
合計	74,980

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後 3 ヶ月以内
基準日	3 月 31 日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	9 月 30 日 3 月 31 日
1 単元の株式数	100 株
株式の名義書換え (注) 1	
取扱場所	大阪府中央区伏見町三丁目 6 番 3 号 三菱 U F J 信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱 U F J 信託銀行株式会社
取次所	三菱 U F J 信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪府中央区伏見町三丁目 6 番 3 号 三菱 U F J 信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱 U F J 信託銀行株式会社
取次所	三菱 U F J 信託銀行株式会社 全国本支店 (注) 1
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 電子公告掲載 URL http://www.asj-net.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第 128 条第 1 項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第 2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
丸山 雄平 ※1、2	東京都大田区	488,500	37.55
高橋 恒夫 ※1、3	東京都東村山市	100,000	7.69
安田企業投資4号投資事業有限責任 組合 ※1	東京都千代田区麴町3-3-8	99,000	7.61
(株)ピュア・クリエイト ※1、5	東京都大田区久が原3-9-2	83,500	6.42
ASJ従業員持株会 ※1	大阪市北区角田町8-1 梅田阪急ビルオフィスタワー24階	74,500	5.73
大阪投資育成第5号投資事業有限責 任組合 ※1	大阪市北区中之島3-3-23	50,000	3.84
松田 静夫 ※1、3	千葉県市川市	50,000 (25,000)	3.84 (1.92)
ネオステラ1号投資事業有限責任組 合 ※1	東京都中央区日本橋1-17-10	49,000	3.77
香川証券(株) ※1、6	香川県高松市磨屋町4-8	30,000	2.31
エムスリー(株) ※1	東京都港区赤坂1-11-44	30,000	2.31
エヌ・プイ・シー・シー五号投資事 業有限責任組合	東京都港区赤坂7-1-16	20,000	1.54
百十四ベンチャー育成第2号投資事 業有限責任組合	香川県高松市亀井町5-1	20,000	1.54
投資事業組合オリックス9号	東京都港区浜松町2-4-1	16,000	1.23
安田企業投資3号投資事業有限責任 組合	東京都千代田区麴町3-3-8	16,000	1.23
みずほ証券(株) ※6	東京都千代田区大手町1-5-1	12,000	0.92
丸山 嘉浩 ※4 (常任代理人 丸山 雄平)	米国カリフォルニア州 (東京都大田区)	12,000	0.92
西武しんきんキャピタル企業投資1 号投資事業有限責任組合	東京都中野区中野2-29-10	12,000	0.92
川村 健一 ※3	東京都新宿区	10,000	0.77
四国ベンチャー育成第2号投資事業 有限責任組合	高知県高知市菜園場町1-21	10,000	0.77
(株)イン・コントロール	横浜市中区山下町28-2 ライオンズプラザ山下公園309	10,000	0.77
(株)上村工建	三重県松阪市高須町3859-1	5,000	0.38
石渡 治 ※7	横浜市金沢区	5,000 (5,000)	0.38 (0.38)
栗山 佳津 ※7	大阪市北区	5,000 (5,000)	0.38 (0.38)
澤本 圭一 ※7	岡山市北区	5,000 (5,000)	0.38 (0.38)
鈴木 雅彦 ※7	東京都国立市	5,000 (5,000)	0.38 (0.38)
千葉 基 ※7	福岡市博多区	5,000 (5,000)	0.38 (0.38)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
竹内 宗則 ※7	横浜市南区	5,000 (5,000)	0.38 (0.38)
森田 耕吉 ※7	大阪市都島区	5,000 (5,000)	0.38 (0.38)
A T インターナショナル(株)	東京都新宿区百人町1-23-1 タキカワ百人町ビル3F	4,000	0.31
執行建設(株)	大分県大分市大字田原6-3	4,000	0.31
小林 克也 ※7	大阪府門真市	4,000 (4,000)	0.31 (0.31)
西野建設(株)	徳島県阿南市向原町天羽畠103-1	3,750	0.29
時盛建設(株)	山口県光市島田2-25-12	3,250	0.25
センコー産業(株)	香川県高松市春日町1642-4	3,000	0.23
ニッケアウデオSAD(株)	兵庫県芦屋市大槻町1-22	3,000	0.23
井並 泰行 ※7	大阪府寝屋川市	3,000 (3,000)	0.23 (0.23)
掛江 尚樹 ※7	神奈川県横須賀市	3,000 (3,000)	0.23 (0.23)
清水 保弘 ※7	川崎市中原区	3,000 (3,000)	0.23 (0.23)
塩谷 元宏 ※7	大阪市都島区	3,000 (3,000)	0.23 (0.23)
宮里 康夫 ※7	東京都杉並区	3,000 (3,000)	0.23 (0.23)
山口 裕司 ※7	大阪府松原市	3,000 (3,000)	0.23 (0.23)
城善建設(株)	和歌山県和歌山市十一番丁10 Jamビル	2,400	0.18
日本住研(株)	神奈川県藤沢市南藤沢8-12	2,000	0.15
井上 法子 ※7	愛知県岡崎市	2,000 (2,000)	0.15 (0.15)
鈴木 直樹 ※7	名古屋市名東区	2,000 (2,000)	0.15 (0.15)
和美 貴志 ※7	札幌市南区	2,000 (2,000)	0.15 (0.15)
(株)創建	堺市西区鳳西町2丁25-15	1,200	0.09
平野建設(株)	東京都杉並区西荻北2-2-5	1,200	0.09
(株)平安トレード	京都市西京区上桂三ノ宮町24-1	1,200	0.09
カナツ技建工業(株)	島根県松江市春日町636	1,000	0.08
(株)加賀城建設	宮崎県宮崎市大工3-285-1	1,000	0.08
(有)建築工房ビス	岐阜県各務原市那加石山町1-55	1,000	0.08
(株)ディレクターズ	名古屋市中区栄3-19-19	1,000	0.08
(株)橋本川島コーポレーション	北海道旭川市旭町2条7-12-90	1,000	0.08
加藤 智久 ※7	千葉県鎌ヶ谷市	1,000 (1,000)	0.08 (0.08)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
小林 禎 ※7	長野県小諸市	1,000 (1,000)	0.08 (0.08)
松坂 亮一 ※7	相模原市中央区	1,000 (1,000)	0.08 (0.08)
菊嶋 秀生	横浜市港南区	500	0.04
菅野 日出喜	福島県福島市	500	0.04
松尾 智章	北九州市八幡西区	500	0.04
(株)河崎組	広島市東区牛田新町2-4-19	500	0.04
(株)クシマ	横浜市港南区港南台4-39-7	500	0.04
菅野建設(株)	福島県福島市新町6-33	500	0.04
山田建設工業(株)	北海道帯広市西19条北1-7-5	500	0.04
計	—	1,301,000 (91,000)	100.00 (6.99)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等(大株主上位10名)
 - 2 特別利害関係者等(当社代表取締役社長)
 - 3 特別利害関係者等(当社取締役)
 - 4 特別利害関係者等(当社代表取締役社長の二親等内の血族)
 - 5 特別利害関係者等(当社代表取締役社長により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
 - 6 特別利害関係者等(金融商品取引業者)
 - 7 当社従業員
2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年11月6日

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 康 仁 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 浅 野 禎 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年11月6日

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 康 仁 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 浅 野 禎 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月6日

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 康 仁 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 浅 野 禎 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第7期事業年度の第2四半期会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

